

新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部)

株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	7
5. 従業員の状況	7
第2 事業の状況	8
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	8
2. 事業等のリスク	12
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	18
4. 経営上の重要な契約等	24
5. 研究開発活動	24
第3 設備の状況	25
1. 設備投資等の概要	25
2. 主要な設備の状況	25
3. 設備の新設、除却等の計画	26
第4 提出会社の状況	27
1. 株式等の状況	27
2. 自己株式の取得等の状況	38
3. 配当政策	38
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	39
第5 経理の状況	52
1. 財務諸表等	53
(1) 財務諸表	53
(2) 主な資産及び負債の内容	93
(3) その他	96
第6 提出会社の株式事務の概要	97
第7 提出会社の参考情報	98
1. 提出会社の親会社等の情報	98
2. その他の参考情報	98
第二部 提出会社の保証会社等の情報	99
第三部 特別情報	100
第1 連動子会社の最近の財務諸表	100
第四部 株式公開情報	101
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	101
第2 第三者割当等の概況	102
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	102
2. 取得者の概況	105
3. 取得者の株式等の移動状況	114
第3 株主の状況	115
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2023年2月27日
【会社名】	株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス
【英訳名】	Transaction Media Networks Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大高 敦
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目11番2号
【電話番号】	03-3517-3800（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 西脇 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目11番2号
【電話番号】	03-3517-3800（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 西脇 徹

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (千円)	4,068,291	4,977,125	8,169,935	6,451,089	7,139,159
経常利益 (千円)	755,419	294,711	1,648,730	158,690	712,345
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	728,273	219,983	1,110,547	98,640	△385,789
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	3,053,415	3,053,415	3,053,415	3,053,415	3,553,343
発行済株式総数 (株)	62,986	62,986	62,986	31,493,000	32,150,800
純資産額 (千円)	5,872,696	6,092,679	7,203,226	7,306,970	5,766,516
総資産額 (千円)	7,167,132	7,246,198	9,322,062	9,641,671	10,372,062
1株当たり純資産額 (円)	93,283.13	96,730.70	114,362.35	231.86	179.20
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	11,968.73	3,492.57	17,631.65	3.13	△12.23
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	81.9	84.1	77.3	75.7	55.5
自己資本利益率 (%)	13.8	3.7	16.7	1.4	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	1,039,543	2,109,842
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△2,310,507	△1,344,401
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	905,505	485,945
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	2,168,352	3,419,740
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	177 (23)	217 (37)	236 (59)	275 (56)	249 (51)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 2022年11月14日開催の取締役会において2022年11月30日開催の臨時株主総会に、特定の株主からの自己株式取得の件を付議することを決議し、同臨時株主総会において承認決議されました。また、2022年11月30日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、当該自己株式を消却することを決議いたしました。なお、2022年12月1日に自己株式の取得及び消却を実施しております。これらの決議に基づき、2022年12月1日付で特定の株主より自己株式を1,250,000株取得し、同日付にて1,250,000株を消却しております。これにより発行済株式総数は1,250,000株減少し、30,900,800株となりました。

5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

6. 第13期の大幅な増益の要因は、改正割賦販売法・軽減税率のポイントバック等の政策的な追い風も吹き、主に端末設置台数の増加及びセンター接続時の登録料、検定料等の収益が貢献し売上高が増加したことによります。

7. 第15期の当期純損失の要因は主に繰延税金資産の取り崩しによる、法人税等調整額1,090,120千円を計上したこ

とによります。

8. 第11期、第12期及び、第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
9. 第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
10. 第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
11. 第15期の自己資本利益率は、当期純損失であるため、記載しておりません。
12. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
13. 第11期、第12期及び第13期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
14. 従業員数は就業人員（社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。）は年間平均人員を（）内にて外数で記載しております。
15. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第12期の期首から適用しており、第11期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
16. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第15期の期首から適用しており、第15期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
17. 第14期及び第15期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。また、第11期、第12期及び第13期については、「会社計算規則」（2006年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずるPwCあらた有限責任監査法人の監査を受けておりません。
18. 当社は、2020年10月12日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）を算定しております。
19. 当社は、2020年10月12日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知『「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」の作成上の留意点について』（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第11期、第12期及び第13期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
1株当たり純資産額 (円)	186.48	193.46	228.72	231.86	179.20
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	23.94	6.99	35.26	3.13	△12.23
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

2008年 3 月	電子決済業界の共通インフラの提供会社を目指し、三菱商事株式会社及びトヨタ ファイナンシャルサービス株式会社との共同出資により、東京都千代田区内神田に設立
2011年 2 月	クラウド（シンクライアント）型電子マネー決済サービス開始
2011年 4 月	株式会社エヌ・ティ・ティ・データの「INFOX」（注1）に電子マネー決済サービスの提供開始
2011年10月	本社を東京都千代田区内神田に移転
2012年12月	決済端末「UT1-Neo」を発売
2013年 2 月	株式会社日本カードネットワークの「JET-S」（注1）に電子マネー決済サービスの提供開始
2015年 3 月	PCI DSS（注2）の認定取得
2017年 7 月	決済端末「UT1-E20」を発売
2017年 9 月	開発技術力強化のため株式会社イースティルを子会社化
2017年12月	開発拠点として新潟オフィスを新潟県新潟市中央区に開設
2018年 3 月	決済端末「UT1-X10」を発売
2018年 3 月	クレジット、J-Debit決済サービスの提供開始
2018年 4 月	ハウスプリペイド決済サービス開始
2018年 4 月	PCI SSC（注3）が定めるPCI P2PE（注4）ソリューションプロバイダの認定取得
2018年 6 月	本社を東京都中央区日本橋に移転
2018年 7 月	プライバシーマーク（注5）付与事業者認定
2018年12月	業務効率化のため株式会社イースティルを合併
2019年 1 月	QR・バーコード決済サービス開始
2019年 8 月	決済端末「UT-P10」を発売
2020年 4 月	地方金融機関向けの中小事業者DX支援サービス「nextore（ネクストア）」の提供開始
2020年 5 月	業務拡張に伴い、関西オフィスを大阪市淀川区宮原に開設
2020年 6 月	ISO20000（ISO/IEC 20000-1:2018）認定取得（クレジットカード決済サービス）
2020年 9 月	三井住友カード株式会社の決済プラットフォーム「stera」に電子マネー及びQR・バーコード決済 サービスの提供開始
2021年 6 月	地域マネー「くまモンのICカード」国内初のクラウド化
2022年 2 月	株式会社三菱UFJ銀行と資本業務提携

（注）1．国内決済業界における主要な決済プラットフォーム

- 2．Payment Card Industry Data Security Standardの略で、クレジットカードの会員データを安全に取り扱うことを目的として策定された、クレジットカード業界のセキュリティ基準。
- 3．PCI Security Standards Councilの略で、国際カードブランド5社が共同で設立した、PCI関連基準の策定・維持、普及と実施に関する運用及び管理を行う団体。
- 4．Payment Card Industry Point To Point Encryptionの略。PCI SSCによって定められたカード情報を強力に保護する仕組み。カード情報が暗号化され復号できないため、加盟店等お客様の環境におけるカード情報の漏洩リスクの低減が可能。
- 5．一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理する、個人情報取扱いに関する認定制度。

3【事業の内容】

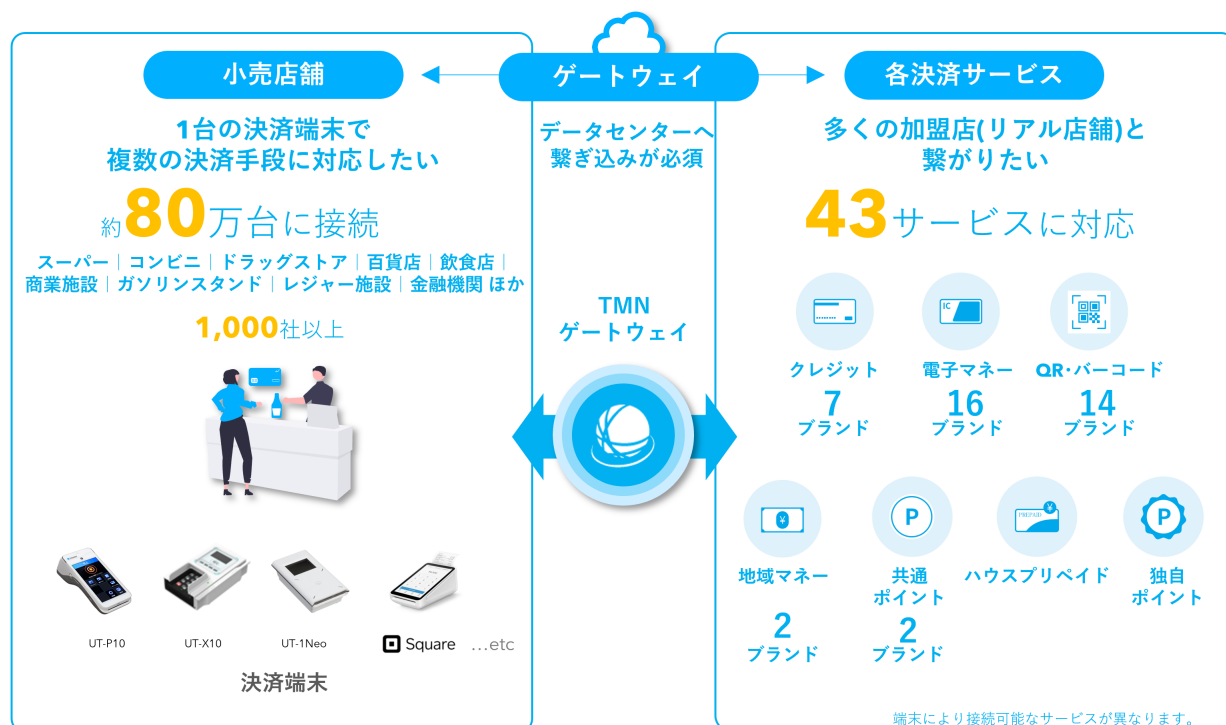
当社は、「ありえないを、やり遂げる。」をコーポレートミッションに掲げ、社員・株主・お客様・業界の「理想」を追求し、あらゆる手段を講じてそれらを実現し社会の為になる事業を推進しております。主に流通業の事業者を顧客（以下、「加盟店」という）とし、複数のキャッシュレス決済事業者と加盟店をつなぎ、あらゆるキャッシュレス決済サービスをワンストップで提供するゲートウェイサービス（注1）と、また、それに伴う決済端末の販売や、関連する開発等を提供しております（以下、「キャッシュレス決済サービス事業」という）。なお、当社はキャッシュレス決済サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当社は「クラウド(シンククライアント)型電子決済」（注2）を国内で初めて商用化した企業です(注3)。決済サービスをクラウド化したことで、それまで店舗に複数台設置されていた決済ブランド毎の決済端末を1台に集約することが可能となった他、複雑な複数層のネットワークの簡素化による障害箇所の低減や、決済情報をデータベース化の上、一元管理することによる保守性の大幅改善等を実現しました。また、従来のリッチ型決済端末の処理方式(注4)に比べ、「安価な端末導入コスト」、決済手段追加時の「優れた拡張性」、「運用の簡素化」等の競争優位性を有し、業界の新たなスタンダードを牽引してきと考えております。

当社の技術力だけでなく、大手POSメーカーやカード会社との緊密な連携を礎に、クラウド型決済プラットフォームとしてシェアを拡大してきました。

現在は加盟店に対して電子マネーのみならずクレジット、QR・バーコード、ハウスプリペイド、共通ポイントといった幅広い43の決済サービスをワンストップで提供できる企業として事業を拡張し、1台の端末で複数の決済手段に対応したい小売店舗のニーズと、多くの小売店舗と繋がりたい決済ブランド事業者のニーズに対応するゲートウェイとして、1,000社を超える加盟店に導入されています。2023年1月末現在で接続されている決済端末台数は80万台、年間で3.1兆円、17億件(2022年3月期実績)の決済処理を行うまでに規模拡大を続けております。

今後、「総合的な流通・CRMソリューション(注5)」を提供する等、流通業のデジタルイゼーション等の変革を支援するとともに、データエコノミーの到来を見据え、各社がデータ活用できる高度なインフラサービスを提供することで「情報プロセッシング企業」への進化を標榜しております。



接続端末台数および年間決済処理金額、年間決済処理件数推移

	2018/3期	2019/3期	2020/3期	2021/3期	2022/3期
接続 端末台数 (注6)	200,000台	300,000台	502,000台	589,000台	696,000台
年間決済処 理金額 (注7)	0.7兆円	1.1兆円	1.7兆円	2.6兆円	3.1兆円
年間決済処 理件数 (注8)	5億件	9億件	12億件	15億件	17億件

(注) 1. 複数の異なるネットワークを接続し処理を行うシステムサービス

2. 端末には読取等必要最小限の機能のみを搭載し、残りの全ての処理をサーバー側で行うキャッシュレス決済方式
3. 一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ2022」(2022/6)
4. 決済認証等の機能を全て端末側で処理する決済方式
5. Customer Relationship Management (顧客関係管理)
6. 各事業年度3月末時点 2018/3期、2019/3期は十万台未満を、2020/3期以降は千台未満を四捨五入にしております。
7. 0.1兆円未満を四捨五入にしております。
8. 億件未満を四捨五入にしております。

[事業の特徴と強み]

当社は、キャッシュレスの支払手段の中でも「電子マネー」決済処理のクラウドサービス及び決済端末の販売を祖業としておりますが、広域で汎用電子マネーを取り扱うにあたり、電子マネー事業者による独自の厳格な基準に対応するため、技術力を磨き、大規模な投資を行うとともに、自社のオリジナル端末を開発することで、センターオペレーターとしてソフトウェア技術だけでなく、端末サプライヤーとしてハードウェアの技術力も蓄積してきました。

小売事業者が汎用電子マネーに対応するには、少数である当社のようなゲートウェイ事業者のうちどこか(およびホワイトレーベル先(注1))と接続する必要がありますが、特に大規模小売店のPOSと接続するためには、ポイント連携等多様なニーズに対応するため、大規模なカスタマイズ開発が必要となることから、当社のハードウェア、ソフトウェア双方における技術力が競争力の源泉にもなっております。

また、小売事業者のシステムと密接に結合していることからスイッチングコストが高額となることが事業の特徴であり、多くの消費者が利用している汎用電子マネーサービスをフックに、クレジットやQR・バーコード等、その他の決済手段もセットで販売できる1ストップソリューションも強みとなっております。

(注) 1. ある企業が提供するサービスや商品を他の企業が自社ブランドとして販売すること

[事業の主なビジネスモデル]

現状の当社の収益源は、(1)当社が製造・販売する非接触リーダー・ライター等の「決済端末販売売上」、(2)加盟店へのデータ還元や決済ブランド追加等のシステムカスタマイズによる「開発売上」、(3)主に加盟店等から得られる月額固定の決済処理利用料である「センター利用料」、(4)利用する決済ブランド毎の課金および台数から設定する「登録設定料」(5)当社から加盟店への入金精算の手数料である「QR・バーコード精算料」の5つとなります。

当社ではサービス内容に従って(1)「決済端末販売売上」(2)「開発売上」をフロー収入、(3)「センター利用料」(4)「登録設定料」(5)「QR・バーコード精算料」をストック収入と区分しております。

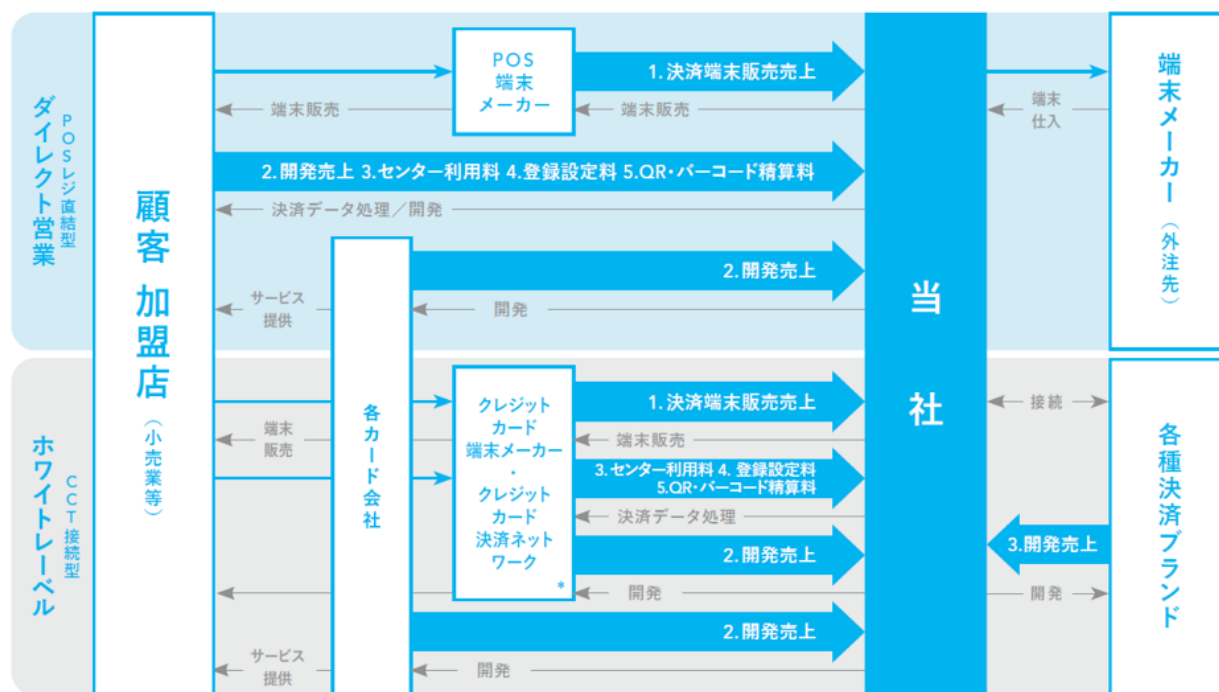
フロー収入は、その後のセンター利用料(ストック収入)につながる入り口として機能し、端末台数の累積に伴い、ストック収入が増加する安定的な収益構造となっております。

〔事業系統図〕

当社の事業は主に大型加盟店向けのダイレクト営業による「POSレジ直結型」及びホワイトレーベルによる中小加盟店向けの「CCT(クレジットカード端末)接続型」の2つの接続方式にて商流は大別できます。「POSレジ直結型」では、加盟店のシステムと当社センターを密接に結合させるため、大型加盟店独自の多様なニーズに対応する大規模開発(カスタマイズ)が必要となり、技術力と運用体制を強みに、さまざまな業種で導入を獲得しております。

一方、「CCT接続型」では、クレジット共同利用端末と当社に接続する決済端末がセット（あるいは当社のオールインワンの決済端末）で、クレジットカード会社により販売されるため、株主であるクレジットカード会社との協力・連携体制を構築するなど、徹底的なホワイトレーベルにより、面的拡大を図っております。

なお、事業系統図の中の番号は上記〔事業の主なビジネスモデル〕の収益源(1)「決済端末販売売上」、(2)「開発売上」、(3)「センター利用料」、(4)「登録設定料」、(5)「QR・バーコード精算料」と対応しております。



* 案件に応じて1～5の取引スキームが発生

凡例： → 代金回収 ← サービス/製品提供 ↔ 接続

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) 三菱商事株式会社(注)	東京都千代田区	204, 446, 667	総合商社	被所有 39. 64	当社への役員の派遣 1 名 従業員の被出向 3 名

(注) 有価証券報告書を提出しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2023年 1 月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
251 (61)	41. 5	4. 4	6, 853

- (注) 1. 従業員数は就業人員（社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。）は、最近 1 年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、キャッシュレス決済サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社に労働組合はなく、従業員の過半数以上の同意を以て選任された従業員代表と労使協定を実施しております。また、一部の当社従業員が、外部の労働組合に加盟している可能性があります。該当する組合からの申入れに基づき団体交渉を行うこととしており、健全な労使関係の構築に努めております。

その他、特記すべき事項はございません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社は、キャッシュレス決済サービス事業を取り巻く経営環境が大きく変化する中、これまでに醸成されてきた社内文化や価値観を改めて明文化し、Corporate Identityである「ミッション（存在意義）・ビジョン（目指す姿）・バリュー（価値観）」を2020年12月に新たに制定いたしました。これらを、経営戦略の策定や経営の意思決定における根幹の考え方と位置づけ、全社一丸となって持続的成長を目指しております。

MISSION

ありえないを、やり遂げる。

だれかができることより、だれもやろうとしないことを。
まだ世の中にない様々な体験を、驚きのアイデアと
確かな技術で実現させ、わくわくする明日をつくっていきます。

VISION

新しい生活を生み出す会社。

【つなげる】 TMNは日本中の多様なデータを安全に管理し、つなぎ合わせていきます。
【見つける】 つながったデータから、生活の中にある新たな兆しを見つけます。
【創りだす】 ニーズに応える、商品・サービス・体験など新しい生活を創りだしていきます。

VALUE

目を向ける …… 広い視野を持ち、世界中の生活者の暮らしを考える。
見つけ出す …… 新たな生活ニーズの兆しを見つけ、アイデアでカタチにする。
思いやる …… 人々の気持ちに寄り添い、最適な提案をする。
標を正す …… 情報を預かる存在として、高い倫理観を持ち続ける。
貫き通す …… 自分の信念を強く持ち、正しいと思うことをやり抜く。
挑戦する …… 失敗を恐れず、まだ誰も成し遂げることがないことに挑む。

TAGLINE & MANIFESTO

まだない「欲しい」をつくりだす。

当社のキャッシュレス決済サービス事業は、社会インフラであり日本中の生活者の暮らしを支えるものとして高い倫理観を持ち続けながらも、「新しい生活を生み出す会社。」として、さらなる便利で安全な消費社会の創出を目指し、「ありえないを、やり遂げる。」の精神で今後もダイナミックにチャレンジを続けてまいります。

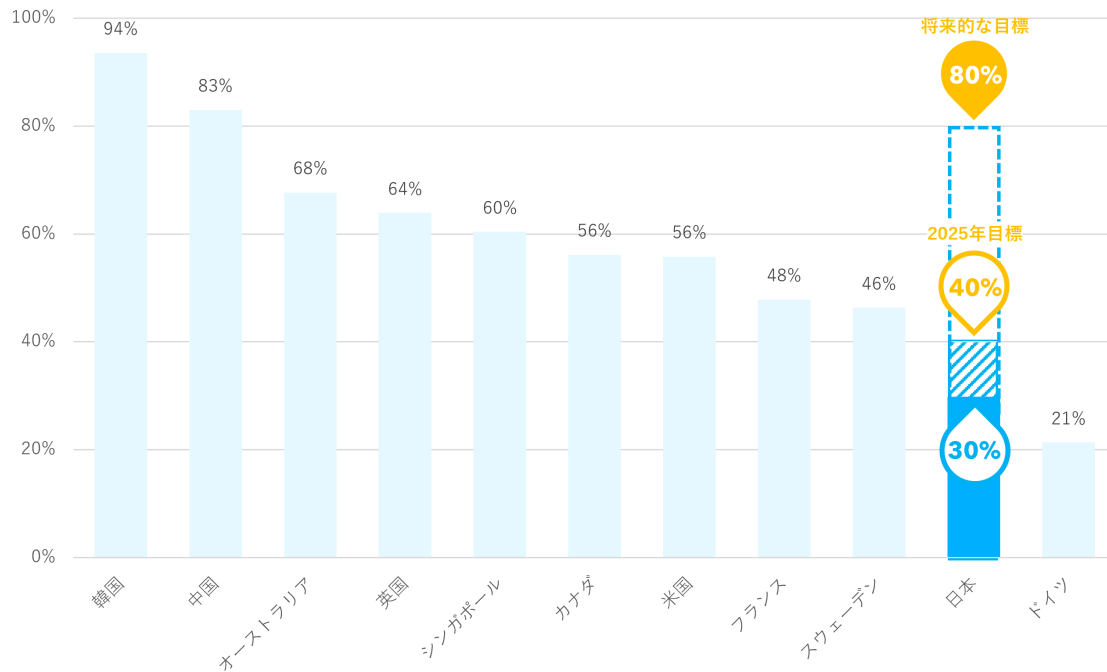
(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、主な財務指標としては売上高、当期純損益を特に重視しておりますが、KPI(Key Performance Indicators)としては、①全社の売上高、②「情報プロセッシング」分野の売上高、③定常的収益源であるセンター利用料売上、④加盟店に対する物理的な「ラストワンマイル」であり非財務指標における当社の事業規模を示す当社センターへの接続端末台数、⑤将来の利益源泉となる開発投資を定期的に実施していることから過年度の投資の影響の少ないEBITDAの5点をKPIとして事業計画に定めております。また、9つのマテリアリティで構成されるサステナビリティ・ステートメントを定め、持続的な成長と企業価値の向上を目指しております。

(3) 経営環境

2018年4月の経済産業省「キャッシュレス・ビジョン」において、2025年にキャッシュレス決済比率40%の実現を目指す（将来的には世界最高水準の80%を目指す）ことがうたわれ、「国策」としてキャッシュレス決済が推進されております。「国策」を後押しするかたちで一般社団法人キャッシュレス推進協議会（当社も正会員として参画）が設置され、改正割賦販売法・軽減税率のポイントバック等の政策的な追い風も吹き、キャッシュレス決済の市場規模は拡大傾向にあります。

世界主要国におけるキャッシュレス決済比率(2020年)

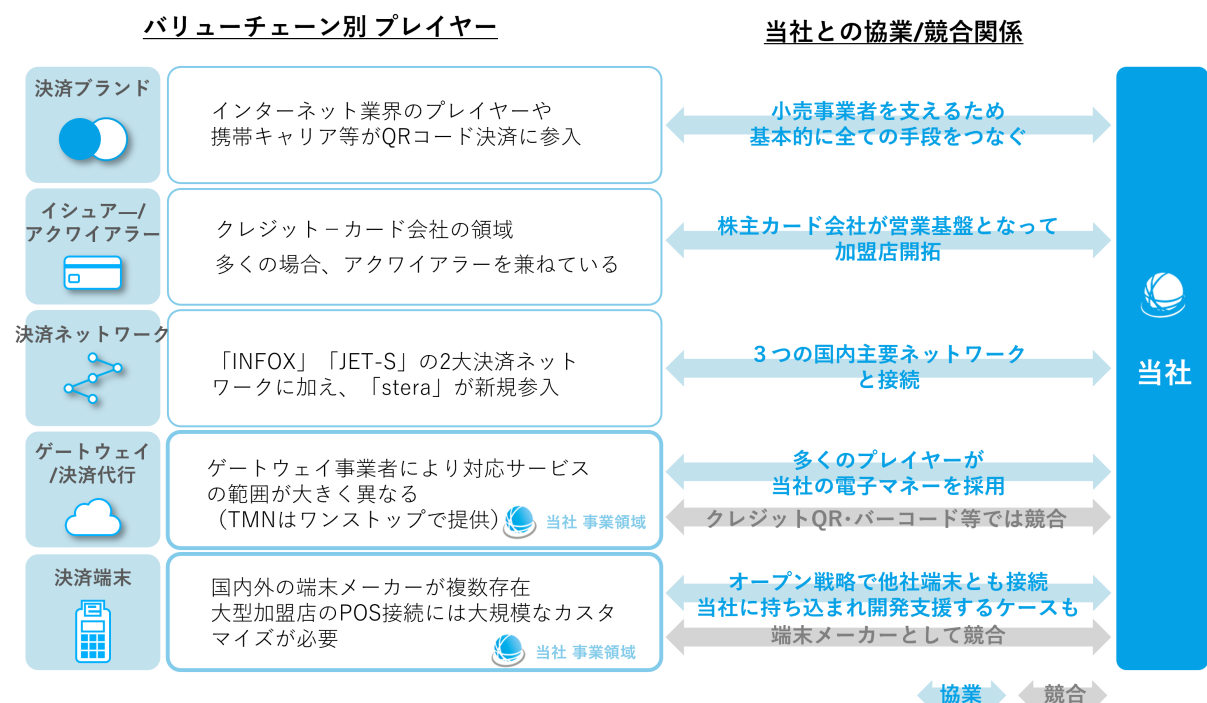


一般社団法人キャッシュレス推進協議会 「キャッシュレス・ロードマップ 2022」(2022/6)から当社作成

一方、政府の成長戦略により、業界全体の決済手数料減少が推進されることが見込まれている他、決済手数料を主な収益源としないQR・バーコード決済サービス事業者の新規参入や、既存の株式会社エヌ・ティ・ティ・データが運営する「CAFIS」及び株式会社日本カードネットワークが運営する「CARDNET」の決済ネットワーク以外に次世代決済ネットワークとして三井住友カード株式会社等が運営する「stera」が登場するなど、業界全体の再編の可能性を注視しております。当社は、決済業界における各プレイヤーと、一部では競合しながらも、競合の少ない電子マネーサービスを強みに、多くのプレイヤーと広く協業し、面を拡大するオープン戦略をとっていることから、市場再編や新規参入にも柔軟に対応していく方針です。

マクロでは、雇用人口減少に伴う自動化の発展、特に主な対面市場となっている小売業のニューリテイル(注)化の流れは新規プレイヤーの参入を促す脅威でもあり同時に、新たな市場機会と捉えております。

[決済業界の各プレイヤーと当社の関係性]



また、新型コロナウイルス感染症による影響については、クレジットカード会社の営業が停滞したことによる新規端末販売等が鈍化や加盟店における開発案件の検討長期化などの影響から、フロー収入である端末販売及び開発売上について業績の押し下げ効果があります。一方、当社は多種多様な業種にわたる加盟店の確保により特定業種の加盟店に依存しない形で決済サービスの提供を行っていることで、ストックの収益であるセンター利用料等の既存加盟店からの定常的な収益に堅調に増加しております。また、中長期では対人接触機会を減少させる自動精算機等の無人決済機については、感染拡大防止策として一層の需要増加も期待できると考えており、当社が開発したものをサービス展開するという形で好循環の収益機会となる可能性もありますが、先行きは不透明な部分もあり、継続して注視すべき環境と見做しております。なお、2023年3月期は、今期のコロナ禍と同じ外部環境を想定して予算策定が実施されており、常態化するコロナ禍を前提としているため新たな変異種の拡大やワクチン接種の進捗等の状況によって前提の変更が発生する可能性があります。

(注)小売業において、IT及びデータを活用することで、売上の拡大やコスト削減を図ると共に、消費者に対しオンラインとオフラインの融合等により新しい消費体験を提供するコンセプト

(4) 経営戦略

当社は、これまで市場が求める全ての決済端末に接続しあらゆる決済サービスを高いセキュリティかつワンストップで提供するという方針のもと、クラウド型の電子決済処理で事業を拡大してまいりました。既に接続端末台数は80万台超(2023年1月末時点)、年間で3.1兆円(2022年3月期実績)を超える決済を処理する社会インフラとして拡大しております。

[短期成長戦略]

今後、短期経営戦略としては、「キャッシュレス決済サービス事業」の面的拡大・岩盤化を推進し、市場成長のフェーズにおいて、ダイレクト営業とホワイトレーベルによる幅広い営業ルートにより圧倒的な規模を追求する「①接続端末の増加戦略」と、汎用電子マネーをフックとしソリューションを複合的に提供することで加盟店に深く入り込む「②クロスセル(注1)戦略」により、ストック収入の成長カーブを引き上げる方針です。

①接続端末の増加戦略

大型案件としては、三井住友カード株式会社等が推進する次世代決済プラットフォーム「stera」と接続し電子マネー、QR・バーコード決済等々を提供し、新たな面の拡大を追求しております。

尚、自社端末としては、次世代決済端末として世界有数の決済端末メーカーと協業し同枠組みにて、外回り方式(注2)の自前端末を開発するとともに、他社端末ではSquare株式会社の電子マネー対応を支援し、当社決済処理センターでのプロセッシングを行う等、引続きセンター運用強化のために端末レイヤーはオープンに協業を進める戦略です。

②クロスセル戦略

直近では、キャッシュレス推進の追い風を捉え、QR・バーコード決済等の市場に導入される新決済サービスも取り込みつつ、端末あたりの定額(決済手段やブランド数に依存するが、処理件数、金額に連動しない)サブスクリプション型の課金体系から一部(QR・バーコード決済精算業務等)の従量課金(GMV課金(注3)、処理件数課金)の導入を進めており、ストック収入による収益拡大とあわせて、定額型・従量型のベストミックスを追求していきます。

[中長期成長戦略]

中長期での経営戦略としては、決済インフラを梃に、店舗の高度化を目的とした「総合流通ソリューション」の提供による新たな収益基盤を構築し、また、これらにより集まるあらゆるデータを保管、分析、連携し「情報プロセッシング」を推進することで新たな価値提供を行う方針です。「情報プロセッシング」とは、決済ゲートウェイに集約されたデータを安全に保存し、高度なデータ分析へ活用できるよう情報処理をする仕掛けを構築し、販促、インキューベーション、ファイナンス等のさまざまなサービスへ連携するものです。

店舗を高度化する「総合流通ソリューション」としては、決済、プリペイド、ポイントサービスのほか、マーケティングや、画像認識をはじめとするIoT、広告、医療等、領域を拡大しています。

新たな取り組みとして、次世代自社端末を活用し、これまでの大型加盟店中心だった顧客基盤に加え中小規模以下のロングテールに対して、マルチ決済サービスとして2020年4月に「nextore」をローンチしました。当該端末はAndroidベースで様々なアプリケーションを搭載することが可能となり、「情報プロセッシング」のデータの出入り口として活用する戦略をとっております。「nextore」については、従来のPOSメーカーやクレジットカード会社との営業連携に加え、地方銀行と新たに提携を行うことで、地方の中小企業のキャッシュレス化に加え、Android端末上に搭載するアプリケーション等によるデジタル化支援を企図しております。

また、当社は、地方創生を掲げ、公共プロジェクト推進を強化し「地方交通マネーのクラウド化」等にも取り組んでおり、複合的な面展開を行っております。

更に、一定規模以上の加盟店に対しては、決済領域における事業の可能性として、流通ソリューション領域全体へ視野を広げ、その中でも決済と最も親和性の高い店舗業務のラストワンマイルであるPOSに着目し、POSのクラウド化とIoT化を進めております。POSをクラウド化及びIoT化することにより、あらゆる情報がつながり、大容量データの高速処理が可能な5Gの定着を見据え、クラウドPOSから集約された決済データと、非決済データを融合させた新たなサービスの提供を目指しております。新たに参入したクラウドPOSは情報の出入り口として、「情報プロセッシング」の重要な要素と捉えております。

- (注) 1. 契約済や検討中のサービスと併せて、他のサービスを販売すること
2. 外回り方式は、カード会員データの取扱を決済端末側ですべて対応し、POS側の開発コストを抑える方式
3. Gross Merchandise Value (流通取引総額)

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① セキュリティ体制の継続的強化及びシステムの強化

当社は、クレジットカード業界のセキュリティ基準協議団体 (PCI SSC) が定めるPCI DSSの基準に則った運用をしており、決済端末で暗号化されたカード情報は、データセンターで復号化されるまで、決済処理の経路上でカード情報を取得できないようにしております。また、当社の事業は、インターネットを介しての通信ネットワークに依存していることから、データセンター内の多層化・冗長化を進めております。今後もセキュアな決済システムを維持強化していくことが重要な課題であると認識しております。現在、社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も継続して、社内教育・研修の実施を通じて強固な基盤システムの構築に努めてまいります。

② データセンター移設体制の強化

当社は2025年にデータセンターの移設を予定しております。今後の「情報プロセッシング」拡大を見据え、より安全で拡張性の高いデータセンターの選定、サービス提供に影響を及ぼさない移設作業を行うために仮想化技術に長け、決済系に精通しているベンダー選定を行っております。また、移行方式含めたアーキテクチャの第三者評価を実施し、予期せぬ事象が発生しないような詳細スケジュール策定とバックアッププラン策定を進めております。

③ スtock収入による定常的な利益の創出

当社の収益モデルは、顧客端末が当社決済処理センターに接続され継続して利用されることで収益が積み上がっていくストック型の構造にありますが、収益を積み上げていくために先行して費用が計上されるインフラ事業的要素があります。顧客基盤の拡大と端末設置台数の増加に伴い、当社決済処理センター利用売上のみで定常的な利益を創出すべく固定費のマネジメントを行っております。

④ 「情報プロセッシング」及び流通ソリューション事業の立ち上げ

当社は今後10年間を掛けて決済のみならず流通業が必要とするソリューションを総合的に提供する企業体、そしてデータを保存・分析・連携する「情報プロセッシング」を提供する高度なインフラ事業体へと進化をとげることが戦略的方向性であることから、顧客等との実証実験等を通じ具体化をはかるべく、取組を加速させております。

⑤ 組織体制の強化

当社の持続的な事業継続には、事業拡大に応じて多岐にわたるバックグラウンドの優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社の理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備、人事制度の構築に努めてまいります。また、特に今後、総合流通ソリューションあるいは「情報プロセッシング」へ足を踏み出す中、これまでとは異なる事業企画やシステム開発ができる人材の獲得・育成が必須と考えます。

2【事業等のリスク】

本書に記載した当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上で重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 経営環境について		
	顕在化可能性：中	影響度：中
当社の主要な事業領域は、日本国政府のキャッシュレス推進の追い風により市場拡大が見込まれておりますが、市場の成長鈍化や政府方針の転換などにより縮小した場合、若しくは当社の成長予測を下回った場合には、キャッシュレス決済の取扱高の減少や端末導入の鈍化等によって当社業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の主要な事業領域は、情報サービス産業の中で成長分野であると見做されており、従来他業種であった企業が参入してきております。業界の地殻変動の中、これからのマーケットには先行き不透明な部分があり、競合会社の積極参入による競争激化が当社業績に影響を及ぼす可能性があります。当リスクについては事業計画をモニタリングし、兆候の把握と情報プロセッシング事業等の収益の多角化によってリスクの低減に向けた対応を行っております。		

(2) 新型コロナウイルス感染症について		
	顕在化可能性：低	影響度：小
現在発生している新型コロナウイルス感染症の拡大により、海外においては都市封鎖や経済活動の停止、国内においても営業自粛要請や移動自粛要請が行われるなど、国民経済に影響を及ぼす事態が発生しました。 こうした状況は、端末販売においてはメーカーにおける生産体制の変化や加盟店における店舗開発計画の変更を通じて、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。 当社は多種多様な業種にわたる加盟店の確保により特定業種の加盟店に依存しない形で決済サービスの提供を行っていること等により、また、クレジットカード会社の営業が再開されている状況からも、当社業績への影響は限定的であると考えております。また、対人接触機会を減少させる自動精算機等の無人決済機については、感染拡大防止策として需要の増加も期待できると考えております。 しかしながら、今後感染症の流行拡大や対策の長期化により、再びクレジットカード会社の営業が停滞し新規加盟店導入の減少や、メーカーや加盟店の稼働状況や個人消費の動向に及ぼす影響が増大した場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。		

(3) 半導体不足について		
	顕在化可能性：中	影響度：小
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、テレワークや巣ごもり生活によるパソコン・大型テレビやゲーム機の販売拡大、自動車販売の回復等を背景に半導体の需要が増加しており、供給が間に合わず半導体の不足が生じております。当社で取り扱う決済端末に関して、半導体不足の影響を考慮し、先行発注により在庫確保に努めております。しかしながら、半導体不足が長期化し、その影響により納期遅延が発生した場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。		

(4) 売上高の計上時期について		
	顕在化可能性：中	影響度：中
当社は納期管理を徹底しており当社起因による納期遅延の事例は少ないものの、大型開発案件等で検収時期が遅延し、計画通りに売上計上ができない場合があります。特に期末月の3月に予定されていた顧客の検収時期に遅延が生じた場合には、売上計上月が翌期にずれ込むことにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。		

(5) 特定の取引先（仕入先等）への依存について		
	顕在化可能性：中	影響度：中
当社は、複数のメーカーと調達契約を締結することで、購買ルートの分散を図っておりますが、顧客のニーズ等を勘案して取引先を選定した結果、特定の調達先からの仕入構成比が比較的高くなっております。2022年3月期においては、株式会社デンソーウェーブからの仕入が台数ベースで62%、金額ベースで57%を占めており、自然災害、感染症等の要因によりメーカーにおいて決済端末の生産体制に支障を生じることとなる事態が発生した場合など、予期せぬ事象の発生によって決済端末の調達が困難になり、収益機会の損失等により当社業績に影響を及ぼす可能性があります。また、仕入れた決済端末の不具合等によって当社責任の下交換が生じた場合や、仕入れる決済端末で予期せぬ問題等が発生した場合は、顧客からの信頼性の低下により、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。		

(6) 特定のデータセンター業者への依存と災害リスクについて		
	顕在化可能性：中	影響度：大
当社の事業を支える決済処理センターは、当社が契約するデータセンターで管理されており、複数のサーバーによる負荷の分散、定期的なバックアップの実施等を図り、システム障害を未然に防ぐべく取り組みを行っております。障害が発生した場合に備え、リアルタイムのアクセスログチェック機能やソフトウェア障害を即時にスタッフに通知する仕組みを整備しており、障害が発生したことを想定した復旧訓練も実施しておりますが、2023年1月31日現在、特定のデータセンターを活用していることから、火災、地震等の自然災害や、外的大規模通信障害、外的破損、人的ミスによるシステム障害、その他予期せぬ事象の発生により、万が一、当社の設備及びネットワークの利用に支障が生じた場合には、サービスの停止等を余儀なくされることによる収益機会の損失、顧客からの信頼性の低下等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。 当社は2025年にデータセンターの移設を予定しており、既存データセンターの閉鎖時期も決定されております。災害対策を考慮したデータセンターを選定し、仮想化技術に長け決済系に精通しているベンダー選定、移行方式含めたアーキテクチャの第三者評価の実施、新データセンターを早期に構築し既存データセンターとの平行稼働することによる稼働確認期間と切替作業期間を十分に確保した移設計画と、バックアッププランを立て計画に基づき移設作業を行う予定であります。しかしながら予期せぬ事象の発生等により、一時的にサービスの停止等を余儀なくされるなどサービス提供に影響を及ぼす可能性があります。		

(7) 情報処理センターネットワークの利用について		
	顕在化可能性：低	影響度：大
当社の決済サービスは、株式会社エヌ・ティ・ティ・データが運営する「CAFIS」のネットワーク、株式会社日本カードネットワークが運営する「CARDNET」のネットワーク及び三井住友カード株式会社が運営する「stera」と連携するものもあり、今後これらのネットワークシステム障害等の理由により、当社のサービス提供が困難になる可能性があります。 また、株式会社エヌ・ティ・ティ・データは「INFOX」、株式会社日本カードネットワークは「JET-S」、三井住友カード株式会社は「stera」のサービス名称で、国内の主要な決済プラットフォームを提供しており、当社はそのすべてとセンターが接続されております。これらの契約終了等が発生した場合、当社の業績に対して影響を及ぼす可能性があります。		

(8) 技術革新への対応とシステムインフラ等への投資について		
	顕在化可能性：低	影響度：中
当社は新技術の積極的な投入を行い、適時に独自のサービスを構築していく方針ではありますが、技術革新等への対応が遅れた場合や、予想外に開発費等の費用が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。 また、事業の拡大に応じて、システムインフラ等への投資を実施、計画しておりますが、当社の想定を超える急激なユーザー数やアクセス数の増加、インターネット技術の急速な進歩に伴い、予定していないハードウェアやソフトウェアへの投資等が必要となった場合、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。一般的に、高度なソフトウェアは不具合の発生を完全に解消することは不可能であるとも言われており、当社のアプリケーション、ソフトウェアやシステムにおいても、各種不具合が発生する可能性があります。今後も信頼度の高い開発体制を維持・構築するために投資の実施を計画しておりますが、当社事業の運用に支障をきたす致命的な不具合が発見され、その不具合を適切に解決できない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。		

(9) 「情報プロセッシング」について		
	顕在化可能性：中	影響度：中
当社は、「情報プロセッシング企業」への進化を標榜しており、当該事業は既存のキャッシュレス決済サービス事業のアセットを有効に活用して展開をはかることで最大限効率的に立上げを行う予定ですが、本書提出日現在において先行投資のフェーズであり、新規事業の側面があることから事業の立ち上がりの遅延やシステムへの先行投資が発生によって、利益率が低下する可能性があります。また、展開した新領域への事業拡大・成長や、新組織が当初の予測通りに進まない場合、投資を回収できず、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。		

(10) 情報漏洩リスクについて		
	顕在化可能性：低	影響度：大
当社のクレジットゲートウェイを利用する場合、クレジットカード番号を当社のコンピュータシステムに送信する必要があります。また、プリペイドサービスにおいてはクレジットカード番号のほかに氏名・住所・電話番号・メールアドレス等の個人情報の登録を求める場合があります。登録された情報は当社の管理下にあるデータベースにて保管しております。昨今、企業が保有する個人情報の漏洩が相次ぐ中、個人情報の扱いに対する社会的関心が高まっております。2017年5月には改正個人情報保護法が全面施行され、今後益々個人情報管理の徹底が必要となります。 このような中、当社は一般社団法人日本クレジット協会へ加入し、同協会で義務化されている個人情報保護指針に基づく個人情報管理の運用を実施しています。クレジットカード情報及び個人情報を守るために、プライバシーマークやPCI DSSの認定（有効期限2023年9月、1年更新でPCI SSCが認定する審査機関による監査に基づき更新されるもの）を取得し、個人情報の漏洩を未然に防止するよう努めております。PCI DSSは当社のクレジットサービスゲートウェイ提供の前提となっており、取消し事由は明確に定められておりませんが、万が一、重大な個人情報漏洩等によりPCI DSSの認定がPCI SSCによって取り消された場合は認定再取得の期間において一部のサービス提供が困難になる可能性があり、当社の強みであるワンストップサービスを提供する当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、本日現在で許認可が取り消されるような事象は生じておりません。 また、当社は、取引先情報等、様々な企業情報を保有しています。当社では、情報セキュリティの基本方針を定め、外部及び内部からの不正なアクセスを防止する対策を行い管理しています。社内の情報セキュリティの状況を常に把握し、必要な対策を迅速かつ円滑に実施すべく情報セキュリティ委員会を設置し管理しています。クレジット決済サービス提供部門については、情報セキュリティにおける国際標準規格であるISO27001（ISMS認証）の認定を受け、情報漏洩を未然に防止するよう努めております。しかし、人為的なミスや、外部及び内部からの何らかの不正な方法により、クレジットカード情報や企業情報等の重要な情報が外部に流出した場合には、セキュリティインシデントに対する対応コストの発生や、当社への社会的信用の失墜が当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。		

(11) 知的財産について		
	顕在化可能性：中	影響度：中
当社は、第三者の知的財産権を侵害することのないように弁護士・弁理士等と連携し啓蒙及び社内管理体制を強化しておりますが、当社の事業分野における知的財産権の現況を完全に把握することは困難であり、当社が把握できないところで第三者が既に特許・著作権・その他知的財産を保有している可能性は否めません。また、今後当社の事業分野において第三者が当社より早く特許・著作権・その他知的財産を保護し、損害賠償又は使用差止等の請求を受けた場合は、当社の業績に何らかの影響を及ぼす可能性があります。		

(12) 訴訟リスクについて		
	顕在化可能性：低	影響度：中
当社は、現時点において、係争中の訴訟を有してはおりませんが、当社事業分野において、第三者が当社より早く特許権・著作権・その他知的財産権が認められ、当社が高額の対価、損害賠償、又は使用差止等の請求を受けた場合や予期せぬトラブルの発生等により訴訟を提起された場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。このような事実が判明したときは直ちに、事例に応じて、弁護士・弁理士等と連携し解決に努める体制が整っております。		

(13) 減損損失について		
	顕在化可能性：低	影響度：大
当社は、将来の収益獲得あるいは費用削減が確実であると認められた開発費用についてはソフトウェア（ソフトウェア仮勘定含む）に計上しております。このソフトウェアについて将来使用状況の変更やサービスの陳腐化等により収益獲得、費用削減効果が大幅に損なわれた場合、ソフトウェアの償却や減損が必要になり、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。		

(14) 親会社等との関係について		
	顕在化可能性：低	影響度：小
三菱商事株式会社は、当社の発行済株式総数の37.20%（本書提出日現在）を保有する筆頭株主であり、当社の「その他の関係会社」に該当します。当社は独自に経営方針・政策決定及び事業展開の意思決定を行っておりますが、上場時に同社の所有比率は希薄化するものの、上場後においても引続き筆頭株主として株式を保有することとなります。 ①グループ内での位置付け 三菱商事株式会社は天然ガス、総合素材、石油・化学、金属資源、産業インフラ、自動車・モビリティ、食品産業、コンシューマー産業、電力ソリューション、複合都市開発等の幅広い産業を事業領域としておりますが、その中でも当社はコンシューマー産業グループに位置付けられております。尚、三菱商事株式会社の企業グループ内において、当社の電子決済サービス提供事業と類似する事業を展開している企業はないため、競合の状況について該当事項はありません。 ②親会社等との取引 三菱商事株式会社本体との直接の取引関係は、関連当事者取引に該当し2022年3月期で出向に伴う事務協力費30,120千円の支払いが発生しております。詳細は「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（関連当事者情報）」を参照ください。 親会社との取引については、一般株主との間に利益相反リスクが存在しますが、当社は実効的なガバナンス体制を構築することによって、一般株主の利益に十分配慮した対応を実施しております。 ③人的関係 本書提出日現在、当社の役員10名のうち、三菱商事株式会社の従業員を兼ねる者は1名であり、豊富な経営経験から当社事業に関する助言を得ることを目的として招聘したものであります。 尚、三菱商事株式会社では人材育成及びキャリアパス形成等の観点から、積極的に事業投資先での人材交流が行われており、当社においても一部の出向社員を受け入れております。本書提出日現在で三菱商事株式会社から当社へ出向している社員は3名（社外役員を除く）であります。業務分掌を受けた組織体の責任者である組織規程に規定される部長、本部長、取締役の職制の人事については、独立性及び経営の安定性の観点から、原則として出向関係を解消し転籍した者とする方針です。 ④資本関係 三菱商事株式会社は、当社の発行済株式総数の37.20%（本書提出日現在）を保有する筆頭株主であり、当社の「その他の関係会社」に該当します。 ⑤親会社等からの独立性確保 当社の事業展開にあたっては、親会社等の指示や承認に基づいて行うのではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員、及び過半数を占める専任役員を中心とする経営陣の判断のもと、独自に意思決定して実行しております。		

(15) 特定の経営者への依存について		
	顕在化可能性：低	影響度：中
代表取締役社長 大高 敦は当社の創業者であり、経営方針や事業戦略等について、経営の重要な役割を果たしております。現在、当社では同氏に過度に依存しないよう、本部制を導入し各本部長により各本部体制を整備・強化しておりますが、現在の状況において、同氏が当社の業務を遂行することが困難となった場合には、当社の事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。		

(16) 事業の拡大に応じた経営管理体制について		
	顕在化可能性：中	影響度：大
当社は、業容の拡大及び従業員の増加に合わせて内部管理体制の整備を進めており、今後も一層の充実を図る予定ですが、適切な人的・組織的な対応ができずに、事業規模に応じた事業体制、内部管理体制の構築が追いつかない場合には、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。また、今後の事業拡大に向けて、特に技術力の高い人材の確保が必要となりますが、採用が計画どおり進まなかった場合、あるいは技術力の高い人材が大量に流出した場合には、事業拡大の制約となり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。		

(17) 人員の育成・確保について		
	顕在化可能性：大	影響度：大
当社は今後の更なる事業拡大に向け、引き続き、人員の採用を積極的に進めていく予定であり、また処遇や労働環境の改善等に継続的に取り組んでおります。しかしながら、政府が発表している「2025年の崖」にもあります通り、国内の人的リソースの不足が見込まれている中、当社が事業拡大に向け十分な人員採用を実現できなかった場合、事業拡大の遅延等により当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。		

(18) 配当政策について		
	顕在化可能性：中	影響度：小
当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。しかし、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針です。内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。		

(19) 税務上の繰越欠損金について		
	顕在化可能性：大	影響度：中
2022年3月31日現在において、当社に税務上の繰越欠損金が存在しております。今後、当社の業績が事業計画に比して順調に推移し、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。		

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態の状況

第15期事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（資産）

当事業年度末における総資産は10,372,062千円となり、前事業年度末と比較して730,390千円の増加となりました。

流動資産においては、当事業年度末残高は5,223,346千円となり、前事業年度末と比較して1,174,060千円増加となりました。これは主に新株の発行により現金及び預金が1,251,387千円増加、端末機器の需要増加に伴い商品が304,029千円増加、売掛金の回収による減少80,307千円、未収法人税等が213,455千円減少等によるものであります。

固定資産においては、当事業年度末残高は5,148,715千円となり、前事業年度末と比較して443,669千円減少となりました。これは主に、開発完了に伴いソフトウェアが454,937千円、器具及び備品が370,653千円増加、有形固定資産の減価償却累計額が291,911千円増加した一方、本勘定振替によりソフトウェア仮勘定が565,777千円、建設仮勘定が254,958千円減少、税効果会計に伴い繰延税金資産が128,984千円減少等によるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債合計は4,605,545千円となり、前事業年度末と比較して2,270,844千円の増加となりました。

流動負債においては、当事業年度末残高は4,496,870千円となり、前事業年度末と比較して2,305,313千円の増加となりました。これは主に、収益認識に関する会計基準の適用により契約負債が2,527,902千円増加した一方、返済により短期借入金が500,000千円減少等によるものであります。

固定負債においては、当事業年度末残高は108,675千円となり、前事業年度末と比較して34,468千円減少となりました。これは主に、長短振替に伴い長期未払費用が35,857千円減少等によるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は5,766,516千円となり、前事業年度末と比較して1,540,453千円の減少となりました。これは主に、収益認識に関する会計基準の適用により利益剰余金が2,154,520千円減少、当期純損失の計上により利益剰余金が385,789千円減少、新株の発行により資本金及び資本準備金がそれぞれ499,928千円増加したことによるものであります。

第16期第3四半期累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年12月31日）

（資産）

当第3四半期会計期間末における資産合計は8,999,292千円となり、前事業年度末と比較して1,372,769千円減少となりました。

流動資産においては、当第3四半期末残高は4,086,651千円となり、前事業年度末と比較して1,136,695千円減少となりました。これは主に、自己株式の取得等に伴い現金及び預金が892,269千円、売掛金の回収により売掛金及び契約資産が328,865千円各々減少等によるものであります。

固定資産においては、当第3四半期末残高は4,912,641千円となり、前事業年度末と比較して236,074千円減少となりました。これは主に、有形固定資産の減価償却累計額が223,148千円増加等によるものであります。

（負債）

当第3四半期会計期間末における負債合計は4,326,333千円となり、前事業年度末に比べ279,212千円減少となりました。

流動負債においては、当第3四半期末残高は4,208,321千円となり、前事業年度末と比較して288,549千円減少となりました。これは主に、QR決済に伴う預り金が869,859千円増加した一方、返済により短期借入金が500,000千円、収益認識に伴う売上振替により契約負債が460,694千円、買掛金が87,132千円減少、賞与引当金が43,753千円減少等によるものであります。

（純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産合計は4,672,959千円となり、前事業年度末に比べ1,093,557千円減少いたしました。これは、主に欠損填補による取崩し及び自己株式の取得及び消却により資本剰余金が2,845,272千円減少、繰越利益剰余金の欠損填補ならびに四半期純利益の計上により利益剰余金が1,734,662千円増加したことによるものであります。

②経営成績の状況

第15期事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、政府による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が断続的に実施され、一定の活動制限がある環境が常態化しました。経済活動に一部回復の兆しやパンデミックに対する耐性が見られたものの、新型コロナウイルス感染症の感染高止まりも継続し、依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中でも、キャッシュレス決済サービス事業においては、政府がキャッシュレス決済の推進を加速し、2025年には同決済比率を40%、将来的に世界最高水準となる80%を目指す国策となっており（注1）、生活様式の変化を踏まえつつ無人店舗やモバイルを起点とした新たなサービスやソリューションが出現しました。

当社においても、第15期事業年度はCCT端末の設置を拡大するとともに、地方交通系電子マネーである「くまモンのICカード」及び「SAPICA」をクラウド化し、当社のソリューションの拡大がはかられました。また、生協大手コープこうべに対し循環型ポイントシステムを構築する等、決済の枠組みを超える新しい取組を加速させ、端末設置の裾野を広げることができました。当社のセンターに対し14万台超の新規の端末接続が行われ、接続端末台数が69万台（2022年3月末時点）となったことで、センター利用料は継続して増加傾向となっております。

これらの結果、当事業年度における売上高は7,139,159千円（前期比10.7%増）、売上総利益2,279,930千円（前期比19.0%増）、営業利益711,073千円（前期比358.8%増）、経常利益712,345千円（前期比348.9%増）、主に法人税等調整額1,090,120千円を計上したことにより当期純損失385,789千円（前期は当期純利益98,640千円）を計上いたしました。

なお、収益認識会計基準等を適用したことにより、当事業年度の経営成績は従来の会計処理方法に比べ、売上高は584,590千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ594,338千円増加しております。詳細については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」をご参照ください。

また、当社の事業セグメントはキャッシュレス決済サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

注1. 「キャッシュレス・ビジョン」経済産業省（2018/4）

(参考情報)

当社は、投資家が会計基準の差異にとらわれることなく、当社の業績評価を行い、当社の企業価値についての純粋な成長を把握するうえで有用な情報を提供することを目的として、財務諸表に記載された売上高以外に、当社の主要なサービスごとに外部顧客への売上高の推移を下表のとおり把握しています。またEBITDAを経営成績に関する参考指標としており、当該EBITDA及び算出方法は以下のとおりであります。

日本基準に基づくEBITDA＝経常利益＋減価償却費＋支払利息

(単位：千円)

会計期間	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
売上高	4,068,291	4,977,125	8,169,935	6,451,089	7,139,159
(売上内訳)					
センター利用料	1,209,834	1,608,390	2,367,075	3,133,165	3,496,550
決済端末販売売上	1,077,811	1,574,154	3,266,140	1,459,692	1,364,468
開発売上	1,470,750	1,235,591	1,116,732	820,645	897,052
登録設定料等	268,094	473,975	1,209,290	631,720	728,445
QR・バーコード 精算料	—	—	22,400	188,890	486,812
その他	41,800	85,013	188,296	216,973	165,829
経常利益	755,419	294,711	1,648,730	158,690	712,345
調整額：					
＋減価償却費	565,157	781,419	1,016,526	1,206,470	1,463,926
＋支払利息	3,590	2,624	1,735	1,981	4,624
調整額小計	568,747	784,044	1,018,262	1,208,452	1,468,550
EBITDA	1,324,166	1,078,756	2,666,992	1,367,143	2,180,896

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第15期の期首から適用しており、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。詳細は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおりであります。

第16期第3四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策の進展や行動制限の緩和により、景気に持ち直しの動きがみられました。一方で、金融引き締めが続く中、長期化するウクライナ情勢、円安の進行や原材料価格の上昇等により、先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中でも、キャッシュレス決済サービス事業においては、政府がキャッシュレス決済の推進を加速し、2025年には同決済比率を40%、将来的に世界最高水準となる80%を目指す国策となっており(注1)、生活様式の変化を踏まえつつ無人店舗やモバイルを起点とした新たなサービスやソリューションが出現しました。

当社においても、当第3四半期累計期間においては、情報プロセッシング事業において、高い拡張性、高セキュリティを備えたクラウドPOSの本番稼働に向けた検証が概ね完了しました。また、nextoreにおいてはさまざまなアプリを提供するための基盤となるプラットフォームの開発に着手するなど、当社センターの競争優位性をさらに高める取り組みをおこないました。当社センターに対し4.6万台超の新規端末接続が行われ、接続端末台数が79万台超(2022年12月末)になったことで、センター利用料は継続して増加傾向となっております。

これらの結果、当第3四半期累計期間の経営成績は、売上高5,543,568千円、売上総利益1,786,293千円、営業利益395,801千円、経常利益397,757千円、四半期純利益389,389千円を計上いたしました。

また、当社の事業セグメントはキャッシュレス決済サービス事業の単一セグメントですので、セグメント別の記載は省略しております。

(注1) 「キャッシュレス・ビジョン」経済産業省(2018年4月)

③キャッシュ・フローの状況

第15期事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前事業年度末に比べて1,251,387千円増加し、3,419,740千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの変動要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、2,109,842千円（前期比103.0%増）となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上額711,351千円、減価償却費の計上額1,463,926千円によるキャッシュ・フローの増加によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は、1,344,401千円（前期比41.8%減）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出166,967千円、無形固定資産の取得による支出1,177,433千円によるキャッシュ・フローの減少によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、485,945千円（前期比46.3%減）となりました。これは主に、株式の発行による収入999,856千円によるキャッシュ・フローの増加と、短期借入金の純減少額によるキャッシュ・フローの減少500,000千円によるものであります。

④生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社は、受注から役務提供の開始までの期間が短いため受注実績に関する記載は省略しております。

c. 販売実績

当社は、提供するサービスについて、サービス内容に従って「センター利用料」、「決済端末販売上」、「開発売上」、「登録設定料等」、「QR・バーコード精算料」、「その他」の6つに売上を区分しております。

センター利用料	電子決済処理の月額利用料
決済端末販売上	非接触リーダー・ライター等の販売
開発売上	決済処理サービスに関連する開発売上
登録設定料等	決済処理センターへの登録料
QR・バーコード精算料	QR決済処理の利用料
その他	上記以外の売上

第15期事業年度及び第16期第3四半期累計期間の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社はキャッシュレス決済サービス事業の単一セグメントであるため、上記のサービス別に記載しております。

(単位：千円)

サービスの名称	第15期事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	前年同期比 (%)	第16期 第3四半期累計期間 (自2022年4月1日 至2022年12月31日)
センター利用料	3,496,550	111.6	2,838,635
決済端末販売上	1,364,468	93.5	868,824
開発売上	897,052	109.3	440,747
登録設定料等	728,445	115.3	504,770
QR・バーコード精算料	486,812	257.7	735,223
その他	165,829	76.4	155,365
合計	7,139,159	110.7	5,543,568

(注) 最近2事業年度及び第16期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第14期事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)		第15期事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)		第16期第3四半期 累計期間 (自2022年4月1日 至2022年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社日本カードネットワ ーク	1,229,302	19.1	1,352,078	18.9	1,076,127	19.4
株式会社エヌ・ティ・ティ・ データ	632,104	9.8	809,782	11.3	590,729	10.7
東芝テック株式会社	899,054	13.9	592,034	8.3	410,558	7.4

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

①重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、重要となる会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載しております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、会計上の見積りを行っておりますが、見積りの不確実性により、実際の結果がこれら見積りと異なる可能性があります。

②財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容については、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

第15期事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(売上高、売上原価、売上総利益)

売上高については、主にセンター利用料及びQR・バーコード精算料が増加したことにより、7,139,159千円(前期比10.7%増)となりました。

売上原価については、主に社内開発の決済システム等リリースによる減価償却費の増加により、4,859,229千円(前期比7.1%増)となりました。

その結果、売上総利益は、2,279,930千円(前期比19.0%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費については、前期の業績変調による賞与不支給及び退職者の発生に伴う人件費減少、製品保証引当金繰入の減少及び、業務委託料の抑制等により1,568,856千円(前期比10.9%減)となりました。

その結果、営業利益は711,073千円(前期比358.8%増)となりました。

(営業外損益、経常利益)

営業外収益については、主に助成金収入の増加及び違約金収入の減少により6,480千円(前期比24.9%減)となりました。

営業外費用については、主に支払利息の増加により5,208千円(前期比6.0%増)となりました。

その結果、経常利益は712,345千円(348.9%増)となりました。

(特別損益、当期純利益)

特別利益の計上はありません。

特別損失については、遊休資産の減損損失を994千円計上となりました。

法人税等合計については、主に繰延税金資産の取崩による、法人税等調整額1,090,120千円を計上したことによるものです。

その結果、当期純損失は、385,789千円(前期98,640千円の当期純利益)となりました。

第16期第3四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

(売上高、売上原価、売上総利益)

売上高については、主にQR・バーコード精算料が伸長したこと等により、5,543,568千円となりました。

売上原価については、コスト削減に努めるなど、3,757,274千円となりました。

その結果、売上総利益は、1,786,293千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費については、主に給料及び手当、賃借料の計上により1,390,491千円となりました。

その結果、営業利益は395,801千円となりました。

(営業外損益、経常利益)

営業外収益については、主に助成金収入の計上により2,227千円となりました。

営業外費用については、主に支払利息の計上により271千円となりました。

その結果、経常利益は397,757千円となりました。

(特別損益、四半期純利益)

特別利益については新株予約権消却益の計上により5,103千円となりました。

特別損失の計上はありません。

法人税等の合計については、法人税、住民税及び事業税を5,267千円の計上、過年度法人税等を8,204千円を計上したことによるものです。

その結果、四半期純利益は、389,389千円となりました。

③キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当事業年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

当社は、事業活動の維持拡大に必要な資金を安定的に確保するため、運転資金や設備投資等の調達につきましては、自己資金、金融機関からの借入及びリースを基本としております。

必要な運転資金は、金融機関との当座貸越契約を締結し十分な借入枠を有しております。

④経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「2 事業等のリスク」をご参照下さい。

⑤経営者の問題意識と今後の方針に関して

経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照下さい。

⑥重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成されています。この財務諸表の作成にあたっては、当事業年度における財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社は、新型コロナウイルス感染症による事業への影響も含め、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

期末に税務上の繰越欠損金を有する場合の繰延税金資産の回収可能性の判断については、税務上の繰越欠損金が将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額及び将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上するものとされています。当社は、事業計画の算定においては、過年度実績、受注見込み及び市場動向を考慮して売上収益の成長を見積り、また、当社の設備投資計画等に基づいて営業費用の増加を見積っております。

将来の事業計画の算定に基づき一時差異等加減算前課税所得の金額を算出しております。繰延税金資産の金額は、今後の事業年度における一時差異等加減算前課税所得が見積りと異なった場合や、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が異なる可能性があります。

⑦経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、主な財務指標としては売上高、当期純損益を特に重視しておりますが、KPIとしては、①全社の売上高、②「情報プロセッシング」分野の売上高、③定常的收益源であるセンター利用料売上、④加盟店に対する物理的な「ラストワンマイル」であり非財務指標における当社の事業規模を示す当社センターへの接続端末台数、⑤将来の利益源泉となる開発投資を定期的に実施していることから過年度の投資の影響の少ないEBITDAの5点を事業計画上で定めております。また、9つのマテリアリティで構成されるサステナビリティ・ステートメントを定め、持続的な成長と企業価値の向上を目指し、目標達成に向け注力してまいり所存であります。各指標の推移は以下のとおりであります。

	第14期事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	第15期事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
全社の売上高(千円)	6,451,089	7,139,159
情報プロセッシング分野の売上高 (千円)	62,498	71,036
センター利用料売上(千円)	3,133,165	3,496,550
接続端末台数(台)	589,000	696,000
EBITDA(千円)	1,367,143	2,180,896

4【経営上の重要な契約等】

当社は、決済業界における主要なプラットフォームである「INFOX」、「JET-S」、「stera」のすべてと当社センサーが接続しており、これら個別の契約としては重要なものとして位置付けております。

契約締結年月日	契約の相手先	契約の名称	契約の内容
2020年3月9日	三井住友カード株式会社	TMN決済サービス利用契約書	三井住友カード(株)(以下SMCC)と当社の、SMCCが次世代プラットフォーム「stera」を提供するにあたり、「stera」加盟店向けに当社が接続を認めた決済端末を用いて「TMN決済サービス」を利用することについて定めた契約であります。
2013年4月17日	株式会社日本カードネットワーク	業務委託契約書	(株)日本カードネットワーク(以下JCN)と当社の、当社がJCNに提供する「TMN決済サービス」に関し、JCNが当サービスを自らの顧客に提供するにあたり、当社がJCNに対し本サービスを提供するための契約であります。
2011年4月15日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	サービス提供業務委託契約書	(株)エヌ・ティ・ティ・データ(以下NTTD)と当社の、当社がNTTDに提供する「TMN決済サービス」に関し、当社は本サービスを組込んだNTTDの「INFOX-NET シンクライアント」サービスをNTTDが自らの顧客に提供するにあたり、NTTDに対し本サービスを提供するものとする契約であります。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第15期事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は、中長期的な成長やサービスの向上、事業運営の円滑化を目的として設備投資を行っております。

当事業年度中において実施した当社の設備投資の総額は1,176,859千円で、その主なものはハードウェア構築115,694千円、ソフトウェア投資1,061,164千円になります。

当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社はキャッシュレス決済サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

第16期第3四半期累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年12月31日）

当社は、中長期的な成長やサービスの向上、事業運営の円滑化を目的として設備投資を行っております。

当第3四半期累計期間において実施した当社の設備投資の総額は965,346千円で、その主なものはハードウェア構築78,019千円、ソフトウェア投資886,607千円になります。

当第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社はキャッシュレス決済サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

主要な設備は、以下のとおりであります。

なお、当社はキャッシュレス決済サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

2022年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	器具及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	リース資産 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都中央区)	本社内部造作、 情報機器	136,511	34,169	3,277,466	3,565	3,451,713	222 (48)
新潟オフィス (新潟市中央区)	新潟オフィス内 部造作、情報機 器	4,899	1,526	1,042	—	7,469	18 (1)
関西オフィス (大阪市淀川区)	関西オフィス内 部造作、情報機 器	10,634	3,472	—	—	14,106	9 (2)
データセンター (埼玉県) (注) 3	サーバー 情報機器	—	573,043	624,153	—	1,197,196	—

(注) 1. 従業員数は就業人員（社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 事務所はすべて賃借しており、本社の年間賃借料は315,504千円、新潟オフィスの年間賃借料は6,978千円、関西オフィスの年間賃借料は19,279千円であります。

3. 安全上の観点から市区町村の記載は省略しています。

4. 帳簿価額には、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の金額は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(2023年1月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

当社はキャッシュレス決済サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

事業所名 (所在地) (注) 1	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定 年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
データセンター (神奈川県)	データセンター拡張 性・安全性強化	574,000	9,585	自己資金 及び増資 資金	2022年 10月	2025年 3月	(注) 3
		1,330,000 (注) 2	—	リース	2022年 10月	2025年 3月	(注) 3
データセンター (神奈川県)	決済システム拡充	1,504,000	—	自己資金 及び増資 資金	2023年 4月	2027年 3月	(注) 3
データセンター (神奈川県)	情報プロセッシング基 盤システム構築	2,334,000	—	自己資金 及び増資 資金	2023年 4月	2027年 3月	(注) 3
データセンター (神奈川県)	決済システム岩盤化 等	3,632,000	—	自己資金 及び増資 資金	2023年 4月	2027年 3月	(注) 3

(注) 1. 安全上の観点から市区町村の記載は省略しています。

2. ファイナンスリース取引に係るリース資産の取得によるものであります。

3. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

4. 投資予定金額の総額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	30,900,800	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	30,900,800	—	—

(注) 2022年11月14日開催の取締役会決議及び2022年11月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、2022年12月1日付で特定の株主より自己株式を1,250,000株取得し、同日付にて1,250,000株を消却しております。これにより発行済株式総数は1,250,000株減少し、30,900,800株となりました。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権（有償ストックオプション）

決議年月日	2020年10月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5（注）8
新株予約権の数（個）※	11,495 〔－〕（注）2（注）8
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,149,500 〔－〕（注）2（注）8
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	469 （注）3
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年7月1日 至 2030年11月2日 （注）4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 473 資本組入額 237
新株予約権の行使の条件 ※	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）7

※ 最近事業年度の末日（2022年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更ございません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個（普通株式100株）につき、444円で有償発行しております。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその

他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 行使価額は、下記に定めるところに従い調整され、また、行使価額の修正条件として本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行後、当社の株式が東京証券取引所若しくはそれに類する市場に上場した場合において、新規募集株式の1株当たりの公募価格が当初の行使価額（上場時までに以下に基づき行使価額が調整された場合は調整後行使価額）を上回るとき、当該公募価格に修正されるものとする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日を権利行使の最終日とする。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の売上高及び営業利益が、下記に掲げる各条件をいずれも満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

(a) 2022年3月期から2024年3月期までのいずれかの事業年度において、売上高が12,530百万円を超過した場合

(b) 2022年3月期から2024年3月期までのいずれかの事業年度において、営業利益が1,444百万円を超過した場合

なお、売上高及び営業利益の判定においては、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書）における売上高及び営業利益を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。

- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。

- ③ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。

- ④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

7. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下

の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 2 に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 3 で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
(注) 5 に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の条件に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
(注) 6 に準じて決定する。
8. 付与対象者の放棄による権利の喪失により、最近事業年度の末日から提出日の前月末現在までに全部消却しております。

第2回新株予約権（無償ストックオプション）

決議年月日	2020年10月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 254 （注）7
新株予約権の数（個）※	9,882[9,638] (注) 1 (注) 7
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 988,200[963,800] (注) 1 (注) 7
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	469 （注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年10月31日 至 2027年10月30日 （注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 469 資本組入額 235
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※ 最近事業年度の末日（2022年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更ございません。

(注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨て

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるも

のとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合には、その前営業日を権利行使の最終日とする。
4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が定年退職した場合又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。
 - ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
5. 新株予約権の取得事由
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件

(注) 4 に準じて決定する。

- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の条件に準じて決定する。

- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

- ⑨ 新株予約権の取得事由

(注) 5 に準じて決定する。

7. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員 206 名、「新株予約権の数」は、9,638 個、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、普通株式 963,800 株となっております。

第 3 回新株予約権（有償ストックオプション）

決議年月日	2022年11月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 8（注）8
新株予約権の数（個）※	19,714[18,464]（注）2（注）8
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,971,400[1,846,400]（注）2（注）8
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,200（注）3
新株予約権の行使期間 ※	自 2025年7月1日 至 2032年12月2日（注）4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,212 資本組入額 606
新株予約権の行使の条件 ※	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）7

※ 新株予約権付与時点（2022年12月2日）における内容を記載しております。新株予約権付与時点から提出日の前月末現在（2023年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については発行時点における内容から変更ございません。

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権 1 個(普通株式100株)につき、1,200円で有償発行しております。
2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 行使価額は、1 株当たりの払込金額に新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分

割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日を権利行使の最終日とする。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2025年3月期から2026年3月期のいずれかの事業年度において、下記の売上高及びEBITDA条件をいずれも達成した場合に、本新株予約権を行使することができる。

(a) 売上高が12,108百万円をいずれかの事業年度で超過した場合

(b) EBITDAが2,905百万円をいずれかの事業年度で超過した場合

なお、売上高及び営業利益の判定においては、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書）における売上高を参照するものとし、EBITDAの判定においては、当社の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書）から、EBITDA（＝経常利益＋減価償却費＋支払利息）を参照するものとする。

② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。

③ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役の地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他の正当な理由があると当社取締役会が認める場合は、この限りでない。

④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

7. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

(注)5に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の条件に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

(注) 6 に準じて決定する。

8. 付与対象者の放棄による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役7名、「新株予約権の数」は18,464個、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、普通株式1,846,400株となっております。

第4回新株予約権（無償ストックオプション）

決議年月日	2022年11月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 48
新株予約権の数（個）※	693 （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 69,300 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,200 （注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年11月15日 至 2029年11月14日 （注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,200 資本組入額 600
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※ 新株予約権付与時点（2022年12月2日）における内容を記載しております。新株予約権付与時点から提出日の前月末現在（2023年1月31日）において記載すべき内容に変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合には、その前営業日を権利行使の最終日とする。
4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が定年退職した場合又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の条件に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
(注)5に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2020年10月12日 (注) 1	31,430,014	31,493,000	—	3,053,415	—	3,053,415
2022年2月28日 (注) 2	657,800	32,150,800	499,928	3,553,343	499,928	3,553,343
2022年12月1日 (注) 3	—	32,150,800	—	3,553,343	△3,000,000	553,343
2022年12月1日 (注) 4	△1,250,000	30,900,800	—	3,553,343	—	553,343

(注) 1. 2020年9月23日開催の取締役会決議に基づき、2020年10月12日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。

2. 有償第三者割当 657,800株

発行価格 1,520円

資本組入額 760円

主な割当先 株式会社三菱UFJ銀行

3. 2022年11月30日開催の株主総会決議により、会社法第448条第1項の規定に基づき、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、繰越利益剰余金の欠損金をてん補することを目的に資本準備金を3,000,000千円減少（減資割合84.43%）し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。なお資本金の減少はありません。

4. 2022年11月14日開催の取締役会において、2022年11月30日開催の臨時株主総会に、特定の株主からの自己株式取得の件を付議することを決議し、同臨時株主総会において承認決議されました。また、2022年11月30日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、2022年12月1日付で自己株式1,250,000株の取得及び消却したことによる減少であります。

(4) 【所有者別状況】

2023年1月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	－	10	－	－	－	11	－
所有株式数 （単元）	－	6,578	－	302,430	－	－	－	309,008	－
所有株式数の割合（％）	－	2.13	－	97.87	－	－	－	100	－

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年1月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 30,900,800	309,008	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	30,900,800	—	—
総株主の議決権	—	309,008	—

② 【自己株式等】

2023年1月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
株主総会（2022年11月30日）での決議状況（注） （取得日2022年12月1日）	1,250,000	1,500,000,000
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存授權株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合（%）	—	—
最近期間における取得自己株式	1,250,000	1,500,000,000
提出日現在の未行使割合（%）	—	—

（注）会社法第155条第3号による普通株式の取得

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額 （円）	株式数（株）	処分価額の総額 （円）
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った 取得自己株式	—	—	1,250,000	1,500,000,000
合併、株式交換、株式交付、会社分割に 係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 （該当なし）	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

3 【配当政策】

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。しかし、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針です。内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

また、配当を行う場合には、当社は、配当の回数を期末配当の年1回とすることを基本方針としております。

なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨及び期末配当、中間配当の他、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、あらゆる企業活動の実践に際して公正かつ健全な事業活動の推進を図ることを目的として、以下の企業行動指針に基づく企業倫理を徹底し、企業価値の向上と社会的責任を果たすためにコーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでおります。

a 企業活動の目的

当社は、事業を通じ、企業価値の向上を図るとともに、有用なサービス・商品を安全性にも配慮して創出・提供し、物心共に豊かな社会の実現に努めております。

b 公明正大な企業活動

当社は、企業活動の展開に当たり、諸法規、国際的な取決め及び社内規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとります。

c 人権・社員の尊重

当社は、人権を尊重し、差別を行わず、人材育成を通じて企業活動の維持・向上を図るとともに、社員の人格・個性を尊重しております。

d 情報の公開

当社は、企業情報を適切に管理するとともに、ステークホルダーを含め社会一般からの正しい理解を得、透明性の保持を図るため、情報を適時・適切に公開しております。

e 地球環境への配慮

地球環境に配慮しない企業は存続しえないとの認識に立ち、企業活動のあらゆる面において地球環境の保全に努め、持続可能な発展を目指しております。

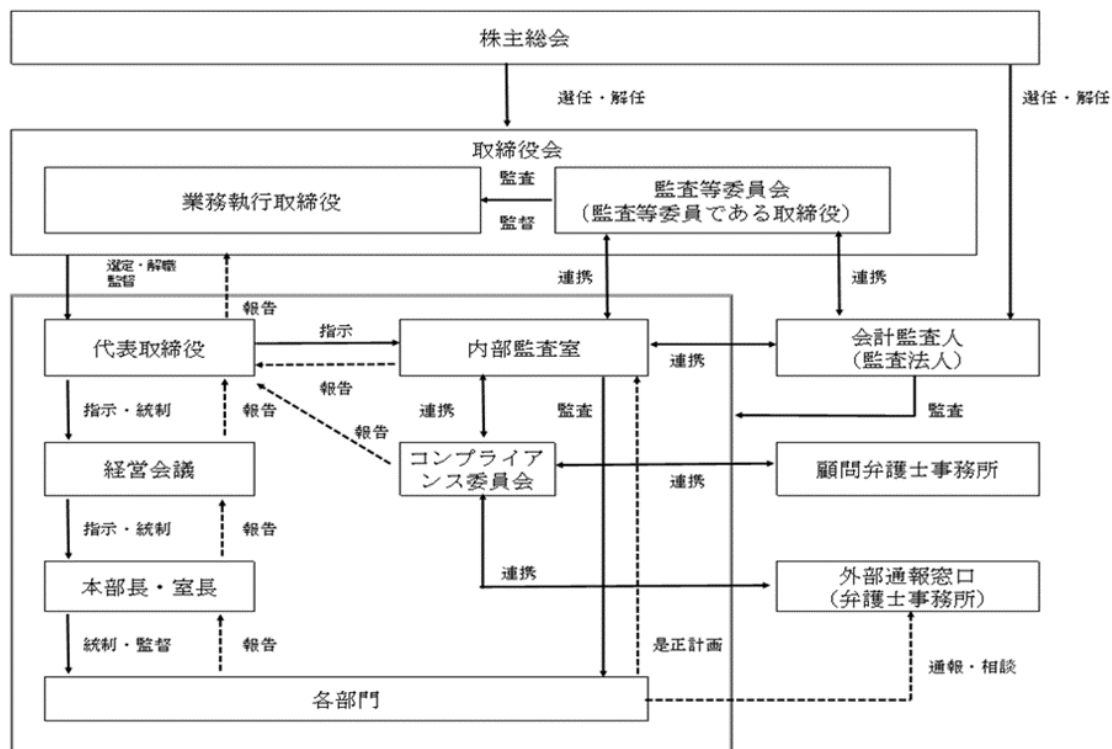
f 社会貢献活動

当社は、社会の一員として、より良い社会の実現に向けて積極的に社会貢献活動を行っております。また、社員による自発的な社会貢献活動を支援しております。

② 企業統治の体制及びその体制を採用する理由

a 企業統治の体制の概要

当社は、2020年6月22日開催の定時株主総会をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の図のとおりです。



(取締役会)

当社の取締役会は、監査等委員である取締役3名を含む取締役10名で構成されており、監査等委員である取締役は全員が社外取締役であります。社外取締役には、他の会社の役員経験を有する者等を招聘し、各自の豊富な実務経験に基づく企業経営に関する知見を活用するとともに、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を原則毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令及び定款に則り、取締役の業務監督機関及び経営上の重要事項の意思決定機関として機能しております。

議長：(代表取締役社長)大高 敦

構成員：(取締役副社長)谷本 健

(取締役副社長 ソリューション推進本部長)小松原 道高

(常務取締役 管理本部長)西脇 徹

(社外取締役)西村 浩哉、富本 祐輔、菅野 沙織(戸籍上の氏名：本間 沙織)

(社外取締役常勤監査等委員)酒井 慎二

(社外取締役監査等委員)眞田 幸俊、柳澤 宏輝

(監査等委員会)

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名によって構成され、その全員が社外取締役であります。監査等委員である取締役には弁護士や企業経営について独立した観点を持つ者も含まれており、各々の職業倫理の観点で経営監視が行われる体制を整備しております。

監査等委員である取締役は、取締役会その他において、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。

監査等委員会は、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常活動の監査・監督を行うため、監査計画に基づき監査を実施し、監査等委員会を毎月1回開催するほか、内部監査室及び会計監査人との会合も設け、監査に必要な情報の共有化を図っております。

議長：(社外取締役常勤監査等委員)酒井 慎二

構成員：(社外取締役監査等委員)眞田 幸俊、柳澤 宏輝

(経営会議)

当社の経営会議は、原則月2回開催しており、経営方針に基づいた業務執行の企画、立案を行い、各本部における具体的施策の進捗状況を管理し、問題点についての議論の末進むべき方向性を決定しております。また、取締役会に上程する議案等の審議も行っております。

議長：(代表取締役社長)大高 敦

構成員：(取締役副社長)谷本 健

(取締役副社長 ソリューション推進本部長)小松原 道高

(常務取締役 管理本部長)西脇 徹

(社外取締役常勤監査等委員)酒井 慎二

(執行役員 開発本部長)大八木 雄二

(執行役員 情報プロセッシング本部長兼イノベーション推進部長)岡島 政喜

(執行役員 経営戦略室長)栗原 美由紀(戸籍上の氏名：飯草 美由紀)

(執行役員 管理本部副本部長)熊谷 孝太

(コンプライアンス委員会)

当社のコンプライアンス委員会は、原則、月1回開催し、当社を取り巻くさまざまなリスクにつき共通認識を確立するとともに、その対応策についても協議・検討しております。

重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事象については、顧問弁護士及びその他専門家に相談し、必要な検討を実施しております。さらに、内部通報制度を導入しており、社内外で問題が発見された場合には、その連絡者の保護を十分配慮した上でコンプライアンス委員会にて対応を検討し、事実関係の調査を進める等、問題点の早期解決を図る体制を整えております。また必要に応じて顧問弁護士の助言を得て、適法性にも留意しております。

議長：(代表取締役社長)大高 敦

構成員：(常務取締役 管理本部長)西脇 徹

(社外取締役常勤監査等委員)酒井 慎二

(コンプライアンス・法務部長)菅原 健一郎

(内部監査室長)原 信盛

(内部監査室)

当社は、内部監査を担当する部署として、取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室長1名及び専任の補助者2名が、取締役社長の承認を得た内部監査計画書に基づき、各部署の業務全般を監査しております。内部監査結果については、内部監査終了後に内部監査報告書を作成し、取締役社長の承認を得て、被監査部門へ改善指示を出し、業務改善を行っております。

また、監査等委員会及び会計監査人と、年4回意見交換及び情報共有を目的に、三様監査会を開催し、連携をとっております。

b 企業統治の体制を採用する理由

監査等委員会設置会社の下では、監査等委員である取締役が取締役会において議決権を持つことになる等、取締役会の監査・監督機能を一層強化することができるようになっております。それにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図り、経営の健全性と透明性を更に向上させることができると考え、当社では、監査等委員会設置会社を採用しております。

③ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において定めた「内部統制システムに関する基本方針」に基づき内部統制システムを構築するとともに運用の徹底を図ることで、コーポレート・ガバナンスの維持・強化に努めております。

a 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記録された文書及び電磁的記録については、文書管理規程、個人情報保護基本規程等の社内規程に従い、適切に保存及び管理します。

b 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程を制定、周知及び徹底し、法令遵守及びリスク管理についての徹底及び指導を行っております。その上で、代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、組織横断的なリスクの状況把握及び監視を行い、代表取締役社長に対してリスク管理に関する事項を報告します。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長に対して損失の危機の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について報告を行うとともに、経営危機管理規程に基づき代表取締役社長を中心とする対策本部を設置し、迅速に対処します。

c 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 各種社内会議体制の整備

取締役会は、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を速やかかつ柔軟に開催し、経営に関わる重要事項に関して迅速に意思決定を行い、職務執行を監督します。また、月に2回以上開催される経営会議にて取締役会上程案件及び取締役社長決裁案件等の協議等を行っています。

(b) 職務権限及び責任の明確化

職務権限規程及び稟議規程に基づき、適切に業務を分掌させうえて、権限の委譲を行い、付与された権限に基づき、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築します。

d 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業行動指針、従業員行動規範、コンプライアンス関連規程等の各種規程の制定及び周知徹底を行っております。当社は、審議及び諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス基本規程を制定し、運用をすることで、コンプライアンス体制の整備並びに問題点の把握及び改善を図っています。コンプライアンス委員会の審議結果を踏まえてコンプライアンス・法務部は、再発防止策の展開等、コンプライアンス推進活動を行います。また、その上で、内部監査室は監査等委員会と連携し、使用人の職務執行に関する状況把握及び監査を定期的に行い、取締役社長に報告し、必要に応じてコンプライアンス・法務部が人事部と連携して社内教育、研修を実施します。また、監査等委員会は取締役の業務執行のモニタリングを行い、状況把握及び監査を定期的に行います。

e 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会は、内部監査室所属の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができます。

f 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

補助者の人事異動につき、監査等委員会の意見を尊重して行います。監査等委員会より要請のある場合、前項の使用人は監査等委員会の指揮及び監督のもと、監査等委員会の指示業務を優先して行うものとします。

g 監査等委員会に報告するための体制

取締役及び使用人は、以下の重要事項を監査等委員会の要請に応じて報告するものとします。また、取締役及び使用人は、監査等委員会から報告を求められた場合には速やかに対応するものとします。

- (a) 当社の重要な機関決定事項
- (b) 当社の経営状況のうち重要な事項
- (c) 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- (d) 当社における内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
- (e) 当社における重大な法令及び定款違反
- (f) その他、当社に関する重要事項

h 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会に前項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

i 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

j その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会と取締役社長、主要部室長との連絡会を定期的に開催し、監査が実効的に行われるための連携を保つよう努めております。

k 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法等に規定される財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の体制整備、運用及び評価を継続的に行うことで、発生した不備に対して必要な是正措置を講じます。

1 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、役職員等行動規範及び反社勢力対策規程を制定、周知及び徹底します。その中で法令遵守はもとより、「社会的良識をもって行動する」旨だけでなく、「反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で対応し、不当な要求には応じない」旨を定めております。

④ 取締役の員数

当社は、取締役（監査等委員である者を除く。）は7名以内とする旨を定款に定めております。監査等委員である取締役は3名以内とする旨を定款に定めております。

⑤ 取締役（監査等委員である者を除く。）及び監査等委員である取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨定款に定めております。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑦ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、会社法第459条第1項に定める剰余金の配当等に関する事項につきましては、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑧ 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

当社は「反社会的勢力に対する基本方針」において反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たない旨を定めており、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。取引先については、取引開始や契約更新のタイミングにおけるチェックを徹底しております。サービス約款や業務提携契約等の契約書面に、取引先が反社会的勢力ではない旨を表明・保証する項目を盛り込むとともに、事後的に取引先が反社会的勢力であることが判明した場合でも契約を解除できる内容としております。また、反社会的勢力の排除に関する社内規程を整備し、取引先に対し定期的な審査を実施しております。

⑨ リスク管理体制の整備状況

当社は、リスク管理に関して役職員等の責務を定め、もってリスクの回避及び会社損失の最小化を図ることを目的として、リスク管理規程を制定しております。

リスク管理規程では、役職員等は、業務の遂行にあたって、法令及び社内規程のリスク管理に関するルールを遵守するよう規定しております。その上で、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、会社にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、リスクの回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じなければならない旨、及び、業務上の意思決定を求めるにあたっては、直属の上位職制に対し、当該業務において予見されるリスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について具申(稟議及び申し立てを含む)をしなければならない旨を規定し、リスク管理についての周知、徹底及び指導を行っております。

さらに、取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、組織横断的なリスクの状況把握及び監視を行い、取締役社長に対してリスク管理に関する事項を報告し、不測の事態が発生した場合には、代表に対して損失の危機の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について報告を行うとともに、経営危機管理規程に基づき取締役社長を中心とする対策本部を設置し、迅速に対処することになっております。

⑩ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役（監査等委員である取締役を含む）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該非業務執行取締役（監査等委員である取締役を含む）に悪意又は重大な過失があった場合を除き、法令が定める最低責任限度額としております。

⑪ 社外取締役との間の責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑫ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員及び相続人、管理職従業員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、該当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率 10.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	大高 敦	1970年3月3日生	1992年6月 三菱商事株式会社入社 2002年1月 同社新機能事業グループ金融企画部 シニアマネージャー 2002年4月 同社コーポレートグループビジネスクリエーション室 シニアマネージャー 2005年4月 同社イノベーション事業グループビジネスクリエーション部 シニアマネージャー 2008年3月 当社出向 代表取締役社長 2020年11月 当社移籍 代表取締役社長 (現任)	(注) 2	—
取締役 副社長	谷本 健	1969年11月28日生	1995年4月 三菱商事株式会社 入社 2016年9月 ビーブル株式会社 代表取締役 2020年1月 当社入社 執行役員経営戦略室長 2020年6月 当社 取締役副社長 経営戦略室長 2022年7月 当社 取締役副社長 (現任)	(注) 2	—
取締役 副社長 ソリューション 推進本部長	小松原 道高	1968年12月21日生	1993年4月 三菱商事株式会社入社 2010年4月 ビーウィズ株式会社 取締役経営企画部長 2014年12月 インド三菱商事会社 ビジネスサービス部門 シニアバイスプレジデント 2017年10月 当社出向 経営戦略部長 2018年11月 当社出向 取締役副社長 ソリューション推進本部長 2020年11月 当社移籍 取締役副社長 ソリューション推進本部長 (現任)	(注) 2	—
常務取締役 管理本部長	西脇 徹	1975年7月27日生	2000年10月 中央青山監査法人入所 2004年7月 財務省入省 2007年8月 野村證券株式会社入社 2012年10月 株式会社産業革新機構 (現株式会社INCJ) 入社 2015年12月 株式会社ジェイ・ウィル・アドバンス入社 (株)マツオカコーポレーション出向) 2016年11月 株式会社マツオカコーポレーション入社 IPO推進室室長 2017年6月 同社常務取締役IPO推進室室長 2018年6月 同社取締役副社長CSO 2019年6月 同社代表取締役副社長CSO 2020年3月 株式会社WOLVES Hand 取締役CFO 2022年2月 当社常務取締役管理本部長 (現任)	(注) 2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	西村 浩哉	1969年7月21日生	1992年4月 三菱商事株式会社入社 2000年4月 株式会社ディーライツ出向 常務取締役 2006年10月 株式会社Geneon Entertainment Inc. (USA)出向 Senior Vice President 2013年3月 Mitsubishi corporation Americas Inc. (USA)出向 SUNRIGHTS INC. President 2016年5月 株式会社ローソン出向 2016年9月 同社エンタテインメント事業本部 本部長 2018年3月 GLOBAL CONSUMER ENTERPRISE, INC. Director(現任) 2018年4月 三菱商事株式会社リテイルサポート部長 2018年4月 株式会社MCデータプラス 社外取締役(現任) 2018年4月 株式会社ロイヤリティマーケティング 社外取締役(現任) 2018年4月 当社 社外取締役(現任) 2018年9月 CookpadTV株式会社(現株式会社クックパッドライブ) 社外取締役 2019年4月 三菱商事株式会社リテイルマーケティング部長 2020年4月 同社コンシューマーマーケティング部長(現任)	(注)2	—
取締役	富本 祐輔	1968年4月19日生	1991年4月 東京海上火災保険株式会社 入社 2000年7月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社 入社 2008年3月 当社 社外取締役(現任) 2015年7月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社 戦略企画グループシニアバイスプレジデント 2020年1月 同社戦略企画本部 副本部長 2020年6月 SYNQA PTE LTD (現OPN Holding株式会社) Director(現任) 2021年1月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社イノベーション本部 副本部長(現任)	(注)2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	菅野 沙織 (戸籍上の氏名：本間 沙織)	1959年11月12日生	1983年4月 株式会社ノエビア入社 1986年10月 株式会社K&L 入社 1989年2月 エル・インターナショナル株式会社入社 1993年10月 レブロン株式会社入社 マーケティング部 室長 1996年10月 イブ・サンローラン・パルファン株式会社入社 マーケティング部 部長 2001年1月 ブルジョア株式会社入社 マーケティング部 部長 兼営業部 部長 2011年4月 レブロン株式会社入社 マーケティング部 本部長 2012年3月 同社 代表取締役社長 2017年6月 日本輸入化粧品協会 理事長(現任) 2019年6月 在日米国商工会議所 理事 2020年6月 当社 社外取締役(現任) 2022年3月 レブロン株式会社 上級顧問 2022年7月 ベアエッセンシャル株式会社 代表取締役社長(現任)	(注) 2	—
取締役 (常勤監査等委員)	酒井 慎二	1961年12月2日生	1985年4月 日立工機株式会社(現工機ホールディングス株式会社) 入社 1997年1月 イノテック株式会社 入社 2007年6月 同社 取締役 2011年6月 同社 監査役 2015年5月 日本電産株式会社 入社 2017年8月 株式会社Imaging Device Technologies 入社 2019年12月 当社 常勤監査役 2020年5月 株式会社SensAI 非常勤監査役 2020年6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	眞田 幸俊	1969年7月12日生	1997年4月 東京工業大学工学部電気・電子工学科 助手 2000年4月 株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所 アソシエイトリサーチャー 2001年4月 慶應義塾大学理工学部電子工学科 講師 2004年4月 同大学 助教授 2007年4月 同大学 准教授 2011年4月 同大学 教授(現任) 2016年6月 電子情報通信学会 理事 2020年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任) 2022年6月 電子情報通信学会 理事(現任)	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	柳澤 宏輝	1976年4月23日生	2001年10月 長島・大野・常松法律事務所入所 2011年1月 同事務所 パートナー(現任) 2012年6月 大幸薬品株式会社 社外監査役 2018年6月 同社 社外取締役(監査等委員) 2020年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	—
計					—

(注) 1. 取締役西村浩哉、富本祐輔、菅野沙織(戸籍上の氏名：本間沙織)、酒井慎二、眞田幸俊及び柳澤宏輝は、社外取締役であります。

2. 2022年6月22日開催の定時株主総会終結の時から、2023年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 2022年6月22日開催の定時株主総会終結の時から、2024年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は4名で、経営戦略室長 栗原美由紀（戸籍上の氏名：飯草美由紀）、開発本部長 大八木雄二、情報プロセッシング本部長兼イノベーション推進部長 岡島政喜、管理本部副本部長 熊谷孝太で構成されております。

②社外役員の状況

本書提出日時点において、当社の社外取締役は6名であります。社外役員の独立性に関する基準又は方針については特段定めておりませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する基準等を参考に選任しております。社外取締役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係は以下の通りであります。

社外取締役の西村浩哉は、三菱商事株式会社での幅広い業務経験や、多くの会社での社外取締役を務めてきたことによる豊富な経験及び幅広い見識で、現在も当社の社外取締役として、取締役会に対する有益なアドバイスをいただいております。今後も社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと期待して選任しております。当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について記載すべき重要な関係はありません。なお、同氏は株式会社ロイヤリティマーケティングの取締役であり、同社と当社との間に取引関係がありますが、取引金額は僅少であり、その他の特別な利害関係はありません。

社外取締役の冨本祐輔は、当社設立直後からの社外取締役でもあり、当社が属する業界及び当社のビジネスに精通しており、取締役会に対する有益なアドバイスをいただいております。今後も社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の菅野沙織（戸籍上の氏名：本間沙織）は、外資系企業における豊富な経験、他社において代表取締役社長を務められている他、日本輸入化粧品協会理事長及び在日米国商工会議所理事といった要職を務められ、グローバルな視点や、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。それらに基づき、客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般について監督いただくことを期待して選任しております。同氏は当社の新株予約権73個（7,300株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）の酒井慎二は、経理及び財務分野での豊富な経験を、また他社での取締役及び監査役の経験を有しております。また、当社の常勤の監査役として、当社の監査に従事しておりました。こうした同氏の豊富な知識と経験に基づき、的確な監査ができると判断したため、当社の監査等委員である社外取締役として選任しております。同氏は当社の新株予約権73個（7,300株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）の眞田幸俊は、第5世代移动通信システムを研究分野とする研究者であり、当社ビジネスと関連性がある専門的な知識を有しており、また、大学教授という幅広い見識と経験に基づき、的確な監査ができると判断したため、当社の監査等委員である社外取締役として選任しております。同氏は当社の新株予約権73個（7,300株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）の柳澤宏輝は、弁護士として豊富な法的知識と経験を有しております。同氏の知識と経験に基づき、専門的見地からの的確な監査をしていただくことができると判断したため、当社の監査等委員である社外取締役として選任しております。当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

③社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、監査等委員会監査、内部監査及び会計監査人監査の三様監査の実効性確保に努めております。

監査等委員会は、会計監査人より品質管理体制、監査計画、職務遂行状況及びその監査結果等について適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。また、常勤監査等委員は、内部統制部門と意思疎通を図るとともに、会計監査人の監査に立会う等、会計監査人の職務の遂行状況を監視し、その結果を監査等委員会に報告するほか、必要に応じて、会計監査人と個別の課題について情報及び意見の交換を行い、監査の実効性向上に努めております。

また、監査等委員会は、内部監査室より監査計画、職務遂行状況及びその監査結果等について適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。

さらに、監査等委員会は、四半期に一度、会計監査人及び内部監査室を招聘して三様監査連絡会を開催しております。三様監査連絡会では、会計監査人、内部監査室より、それぞれの監査計画と職務の遂行状況並びにその結果について

て報告を受け、相互に情報及び意見の交換を実施し連携を図っております。

④独立役員の構成に関する方針及び期待される役割を果たすための環境整備の状況

当社は、継続的に企業価値を高める手段のひとつとして、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者であるかを判断した上で、取締役会での議決権を有する社外取締役から指定することを基本方針としております。本方針に基づき、酒井慎二、眞田幸俊及び菅野沙織（戸籍上の氏名：本間沙織）の3名を独立役員として指定することを予定しております。また、独立役員は他の役員との連携を密にとることにより会社情報を共有し、独立役員が期待される役割を果たすための環境を整備する方針であります。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社は、2020年6月22日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付けをもって監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

当社の監査等委員会は、社外取締役3名により構成されております。監査等委員会は内部統制システムを利用した監査を実施すべく、毎期策定される監査等委員会監査計画に基づき、当社において内部統制システムが適切に構築及び運用されているかを確認し、内部監査室による網羅的な監査実施状況について定期的に報告を受ける体制を整えるとともに、原則として月1回開催される監査等委員会において情報の共有をしております。また、内部監査室及び会計監査人とも定期的に会合を開催し、情報共有及び意見交換を行っております。

各監査等委員は取締役会等への出席を通じ、業務執行状況について報告を受け、またそれらに対し意見を述べることであり、その適法性及び妥当性について監査・監督を行い、適正な業務執行の確保を図っております。

当事業年度において監査等委員会を15回、取締役会を13回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏 名	開催回数（注）1	出席回数（注）1
酒井 慎二	監査等委員会15回 取締役会13回	監査等委員会15回 取締役会13回
眞田 幸俊	監査等委員会15回 取締役会13回	監査等委員会15回 取締役会13回
柳澤 宏輝	監査等委員会15回 取締役会13回	監査等委員会15回 取締役会13回

（注）1．当事業年度の開催回数に基づいております。

② 内部監査の状況

当社の内部監査は、内部監査室所属の内部監査室長1名及び内部監査室に所属する2名が担当しております。内部監査は、当社の経営目標の達成と安定的な事業運営に寄与するために、当社にて整備及び運用されている内部統制の有効性を検証及び評価し、改善が必要な事項について指摘し、改善に向けた助言を行うことを目的としております。内部監査室は、事業年度毎に内部監査計画を作成し、取締役社長による承認を得た上で内部監査を実施し、監査結果を取締役社長承認の上、被監査部門に報告するとともに、被監査部門に対して改善等のための指摘及び改善状況の確認を行います。内部監査は内部監査室に所属する2名及び内部監査室長が内部監査規程に基づき任命した他の者が行っております。内部監査室は、監査等委員会及び会計監査人と連携し、監査に必要な情報の共有化を図っております。

③ 会計監査の状況

当社の会計監査は、PwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人又は同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。会計監査人は三様監査の観点より、定期的に監査等委員会及び内部監査室と会合を開催しており、情報共有及び意見交換を行っております。

業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下の通りであります。

a. 監査法人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

b. 継続監査期間

12年

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 澤山 宏行

指定有限責任社員 業務執行社員 鈴木 直幸

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士4名、会計士試験合格者等5名、その他14名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定にあたって、実績、独立性、効率性、専門性、品質管理体制等を総合的に勘案し判断しており、PwCあらた有限責任監査法人は、その観点において当社の監査を適切に行うことのできる体制が整っているものと判断しております。なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。監査等委員会において、PwCあらた有限責任監査法人に解任及び不再任に該当する事象がなかったため再任しております。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して毎期評価を行っております。監査等委員会は、PwCあらた有限責任監査法人と緊密なコミュニケーションをとっており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。その結果、監査法人が有効に機能し、監査品質に相対的優位性があるものと判断しております。

④監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	29,970	—	29,336	—
計	29,970	—	29,336	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査計画に基づく見積金額及び監査日数等を勘案した上で決定することとしております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社は、監査等委員会が日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第3項の同意を行っております。

（４）【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社では、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、中長期的な企業価値向上に繋がるよう、役員報酬制度を定めております。

a 報酬水準の考え方

当社の取締役の報酬総額は、2020年10月30日開催の臨時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名について年額2億円以内と決議しております。各事業年度における取締役の報酬は、役位ごとの役割・責任・貢献度、当事業年度の売上高及び当期純利益を業績指標とした達成度合い等を勘案し、取締役会にて決定しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬総額は、2020年6月22日開催の定時株主総会において、監査等委員である取締役3名について年額3,000万円以内と決議しております。

b 報酬構成の考え方

取締役の報酬は月額報酬と業績連動賞与から構成しており、月額報酬については役位ごとの役割、責任、貢献度等に基づき、業績連動賞与については当事業年度の売上高及び当期純利益を業績指標として、それぞれ支給することと

しております。経営の監督機能を担う社外取締役及び監査等委員の取締役については、それぞれ適切にその役割を担うため、独立性を確保する必要があることから、固定の月額報酬のみを支給し、業績により変動する報酬は支給しません。

c 役員報酬の審議・決定プロセス

取締役ごとの個別報酬額の決定については、取締役規程等に基づき、取締役の報酬については取締役会、監査等委員の報酬については監査等委員である取締役の協議により決定します。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	77,021	77,021	—	—	5
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	27,600	27,600	—	—	4

(注) 1. 社外役員のうち2名の報酬については、出向元に事務協力費として支払っております。その合計金額は9,600千円になります。

2. 非金銭報酬等の支給はありません。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

役員ごとの報酬等の総額等が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

該当事項はありません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）及び当事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3四半期会計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2022年4月1日から2022年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できるよう、IR支援会社や、監査法人等主催の各種セミナーへ参加し、財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,168,352	3,419,740
売掛金	※1 1,110,045	1,029,738
契約資産	—	4,729
商品	238,327	542,357
仕掛品	19,249	—
貯蔵品	6,677	6,973
前払費用	165,975	186,798
未収法人税等	221,668	8,213
未収消費税等	79,645	—
その他	39,342	24,839
貸倒引当金	—	△41
流動資産合計	4,049,285	5,223,346
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	206,510	206,510
器具及び備品	1,749,412	2,120,065
リース資産	313,265	313,265
建設仮勘定	268,526	13,567
減価償却累計額	△1,569,929	△1,861,840
有形固定資産合計	967,785	791,569
無形固定資産		
商標権	3,484	2,960
リース資産	480	—
ソフトウェア	3,447,725	3,902,662
ソフトウェア仮勘定	662,027	96,249
その他	197	—
無形固定資産合計	4,113,914	4,001,873
投資その他の資産		
長期前払費用	68,837	42,794
敷金	312,414	302,478
繰延税金資産	128,984	—
その他	449	10,000
投資その他の資産合計	510,685	355,273
固定資産合計	5,592,385	5,148,715
資産合計	9,641,671	10,372,062

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	53,315	149,135
短期借入金	※2 1,000,000	※2 500,000
リース債務	13,910	7,034
未払金	546,333	264,540
未払費用	153,833	125,405
未払法人税等	14,339	38,388
預り金	363,437	661,512
前受収益	7,222	—
契約負債	—	2,527,902
未払消費税等	—	109,135
賞与引当金	—	92,124
製品保証引当金	39,163	20,123
工事損失引当金	—	1,567
その他	1	—
流動負債合計	2,191,557	4,496,870
固定負債		
リース債務	15,158	8,124
長期未払費用	35,857	—
退職給付引当金	87,736	100,550
その他	4,390	—
固定負債合計	143,143	108,675
負債合計	2,334,700	4,605,545
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,053,415	3,553,343
資本剰余金		
資本準備金	3,053,415	3,553,343
資本剰余金合計	3,053,415	3,553,343
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,195,037	△1,345,272
利益剰余金合計	1,195,037	△1,345,272
株主資本合計	7,301,867	5,761,413
新株予約権	5,103	5,103
純資産合計	7,306,970	5,766,516
負債純資産合計	9,641,671	10,372,062

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間 (2022年12月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,527,470
売掛金及び契約資産	705,601
商品	633,236
貯蔵品	6,805
前払費用	191,941
その他	21,699
貸倒引当金	△104
流動資産合計	4,086,651
固定資産	
有形固定資産	640,737
無形固定資産	
ソフトウェア	3,255,169
その他	660,706
無形固定資産合計	3,915,875
投資その他の資産	356,027
固定資産合計	4,912,641
資産合計	8,999,292
負債の部	
流動負債	
買掛金	62,002
未払金	271,069
未払法人税等	13,213
預り金	1,531,372
契約負債	2,067,208
賞与引当金	48,371
製品保証引当金	1,613
受注工事損失引当金	41
その他	213,428
流動負債合計	4,208,321
固定負債	
退職給付引当金	113,646
その他	4,366
固定負債合計	118,012
負債合計	4,326,333
純資産の部	
株主資本	
資本金	3,553,343
資本剰余金	708,070
利益剰余金	389,389
株主資本合計	4,650,802
新株予約権	22,156
純資産合計	4,672,959
負債純資産合計	8,999,292

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	※1, ※5 6,451,089	※1, ※5 7,139,159
売上原価	4,535,253	※4 4,859,229
売上総利益	1,915,835	2,279,930
販売費及び一般管理費	※2, ※5 1,760,854	※2, ※5 1,568,856
営業利益	154,981	711,073
営業外収益		
受取利息	22	27
違約金収入	7,125	—
助成金収入	1,302	4,860
還付加算金	—	1,578
その他	174	14
営業外収益合計	8,625	6,480
営業外費用		
支払利息	1,981	4,624
和解金	1,936	—
固定資産除却損	649	—
その他	348	584
営業外費用合計	4,915	5,208
経常利益	158,690	712,345
特別損失		
減損損失	—	※3 994
特別損失合計	—	994
税引前当期純利益	158,690	711,351
法人税、住民税及び事業税	6,852	7,020
法人税等調整額	53,198	1,090,120
法人税等合計	60,050	1,097,140
当期純利益又は当期純損失(△)	98,640	△385,789

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)			当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
I 商品売上原価							
1. 期首商品棚卸高		338,628			238,327		
2. 当期商品仕入高		1,021,618			1,322,494		
合計		1,360,247			1,560,822		
3. 期末商品棚卸高		238,327	1,121,919	20.0	542,357	1,018,465	17.8
II 労務費			1,484,755	26.4		1,416,153	24.8
III 経費	※2		2,218,899	39.5		2,716,820	47.5
IV 外注費			789,582	14.1		569,806	10.0
総計			5,615,158	100.0		5,721,245	100.0
他勘定振替高	※3		1,210,550			863,659	
期首仕掛品棚卸高			149,895			19,249	
会計方針の変更による 累積影響額			—			△17,606	
合計			149,895			1,643	
期末仕掛品棚卸高			19,249			—	
売上原価			4,535,253			4,859,229	

(注) ※1. 売上原価につきましては、個別原価計算を採用しております。

※2. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
減価償却費 (千円)	1,136,412	1,391,769
システム運用費 (千円)	606,647	538,916
イシュア手数料 (千円)	105,250	289,072
賃借料 (千円)	197,891	195,984

※3. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
ソフトウェア仮勘定 (千円)	1,066,443	771,435
建設仮勘定 (千円)	60,984	65,414
その他 (千円)	83,123	26,809
合計 (千円)	1,210,550	863,659

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自2022年4月1日 至2022年12月31日)
売上高	5,543,568
売上原価	3,757,274
売上総利益	1,786,293
販売費及び一般管理費	1,390,491
営業利益	395,801
営業外収益	
受取利息	17
助成金収入	1,213
その他	996
営業外収益合計	2,227
営業外費用	
支払利息	228
その他	42
営業外費用合計	271
経常利益	397,757
特別利益	
新株予約権戻入益	5,103
特別利益合計	5,103
税引前四半期純利益	402,861
法人税、住民税及び事業税	5,267
過年度法人税等	8,204
法人税等合計	13,471
四半期純利益	389,389

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	3, 053, 415	3, 053, 415	3, 053, 415	1, 096, 396	1, 096, 396	7, 203, 226	－	7, 203, 226
当期変動額								
当期純利益				98, 640	98, 640	98, 640		98, 640
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							5, 103	5, 103
当期変動額合計	－	－	－	98, 640	98, 640	98, 640	5, 103	103, 743
当期末残高	3, 053, 415	3, 053, 415	3, 053, 415	1, 195, 037	1, 195, 037	7, 301, 867	5, 103	7, 306, 970

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	3,053,415	3,053,415	3,053,415	1,195,037	1,195,037	7,301,867	5,103	7,306,970
会計方針の変更による累積的影響額				△2,154,520	△2,154,520	△2,154,520		△2,154,520
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,053,415	3,053,415	3,053,415	△959,483	△959,483	5,147,346	5,103	5,152,450
当期変動額								
新株の発行	499,928	499,928	499,928			999,856		999,856
当期純損失（△）				△385,789	△385,789	△385,789		△385,789
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	499,928	499,928	499,928	△385,789	△385,789	614,066	—	614,066
当期末残高	3,553,343	3,553,343	3,553,343	△1,345,272	△1,345,272	5,761,413	5,103	5,766,516

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年 4月 1 日 至 2021年 3月 31日)	当事業年度 (自 2021年 4月 1 日 至 2022年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	158,690	711,351
減価償却費	1,206,470	1,463,926
減損損失	—	994
固定資産除却損	649	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	—	41
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△193,173	92,124
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	22,605	12,814
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	39,163	△19,040
工事引当金の増減額 (△は減少)	—	1,567
受取利息	△22	△27
支払利息	1,981	4,624
売上債権の増減額 (△は増加)	499,066	108,297
棚卸資産の増減額 (△は増加)	230,685	△296,339
前払費用の増減額 (△は増加)	△21,419	5,075
未収及び未払消費税等の増減額	△232,202	188,780
仕入債務の増減額 (△は減少)	△354,780	95,819
未払金の増減額 (△は減少)	127,374	△103,503
未払費用の増減額 (△は減少)	△2,210	△64,284
預り金の増減額 (△は減少)	226,855	298,075
契約負債の増減額 (△は減少)	—	△602,760
その他	△71,938	5,876
小計	1,637,799	1,903,413
利息の受取額	22	27
利息の支払額	△2,244	△4,479
法人税等の還付額	—	215,988
法人税等の支払額	△596,032	△5,106
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,039,543	2,109,842
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△450,769	△166,967
無形固定資産の取得による支出	△1,859,737	△1,177,433
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,310,507	△1,344,401
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	970,000	△500,000
リース債務の返済による支出	△69,598	△13,910
株式の発行による収入	—	999,856
新株予約権の発行による収入	5,103	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	905,505	485,945
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△365,458	1,251,387
現金及び現金同等物の期首残高	2,533,810	2,168,352
現金及び現金同等物の期末残高	※ 2,168,352	※ 3,419,740

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 仕掛品

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6年～18年

器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度の負担に属する部分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、退職給付会計に基づく簡便法により当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 製品保証引当金

納入した一部商品の不具合に伴い、今後発生する製品保証に係る費用の見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 固定資産の減損

事業用資産については事業セグメント単位に基づき、また、提供サービスの中止や廃止等又は開発計画の中止等の意思決定を行い将来の使用が見込まれていない資産については、遊休資産として個別物件単位でグルーピングを行い、減損の兆候があるものと判定しております。遊休資産にグルーピングされた将来の使用が見込まれていないソフトウェアについては、自社サービスの提供を行うための自社利用システムという特有性から、当該グループに関する減損損失の認識及び測定において回収可能価額を零と見積もっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6年～18年

器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度の負担に属する部分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、退職給付会計に基づく簡便法により当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 製品保証引当金

納入した一部商品の不具合に伴い、今後発生する製品保証に係る費用の見込額を計上しております。

(5) 工事損失引当金

受注に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において進行中の業務のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を引当金として計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

①商品の販売

主に決済端末商品の仕入販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足される取引であることから、顧客による検収時点で収益を認識しております。

②端末登録及び決済サービス等

主に当社決済処理センターへの決済端末登録及び決済サービスの提供であり、顧客とのサービス契約に基づいて決済サービス等を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、サービス提供期間にわたり履行義務を充足する取引であることから、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

③ソフトウェアの開発

主に当社の決済処理センターに実装するソフトウェアの開発の請負であり、顧客との開発請負契約に基づいてソフトウェアの開発履行義務を負っております。当該履行義務のうち、開発が完了した一時点において履行義務を充足する取引については顧客による検収時点で収益を認識し、決済サービスの提供期間にわたり履行義務を充足する取引については履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。また、開発期間にわたり履行義務を充足する一部の取引については、当事業年度までに発生した開発原価が予想される開発原価の合計に占める割合に基づき履行義務の充足に係る進捗度を測定し、収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

固定資産の減損

事業用資産については事業セグメント単位に基づき、また、提供サービスの中止や廃止等又は開発計画の中止等の意思決定を行い将来の使用が見込まれていない資産については、遊休資産として個別物件単位でグルーピングを行い、減損の兆候があるものと判定しております。遊休資産にグルーピングされた将来の使用が見込まれていないソフトウェアについては、自社サービスの提供を行うための自社利用システムという特有性から、当該グループに関する減損損失の認識及び測定において回収可能価額を零と見積もっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 繰延税金資産の回収可能性の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位: 千円)

科目	当事業年度
繰延税金資産	128,984

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a 金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

「(税効果会計関係)」の注記に記載の通り、将来減算一時差異及び繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

繰延税金資産の回収可能性の評価に使用された将来の課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としております。

事業計画の算定においては、過年度実績、受注見込み及び市場動向を考慮して売上収益の成長を見積り、また、当社の設備投資計画等に基づいて営業費用の増加を見積っております。

当期末において認識された繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消が見込まれる、又は税務上の繰越欠損金の控除可能な期間における将来課税所得の予測に基づき、回収される可能性が高いと判断しております。

繰延税金資産の回収可能性の評価に使用される将来の課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としております。事業計画の策定においては、将来において新型コロナウイルス感染症拡大の影響が翌年度中は一定期間続くとの仮定のもと、売上収益の成長の見積りを行っています。

b 翌年度の財務諸表に与える影響

上記の主要な仮定は合理的であると判断しております。ただし、将来の新型コロナウイルス感染症拡大等による経営環境の悪化等により、将来の課税所得の結果が見積りと異なる場合は、繰延税金資産の回収可能性の評価が異なる可能性があります。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 繰延税金資産の回収可能性の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位: 千円)

科目	当事業年度
繰延税金資産	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a 金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

「(税効果会計関係)」の注記に記載の通り、将来減算一時差異及び繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

繰延税金資産の回収可能性の評価に使用された将来の課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としております。

事業計画の算定においては、過年度実績、受注見込み及び市場動向を考慮して売上収益の成長を見積り、また、当社の設備投資計画等に基づいて営業費用の増加を見積っております。

b 翌年度の財務諸表に与える影響

上記の主要な仮定は合理的であると判断しております。ただし、経済状況及び市場環境の影響に伴う経営環境の変化により、将来の課税所得の結果が見積りと異なる場合は、繰延税金資産の回収可能性の評価が異なる可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は以下のとおりです。

従来、当社決済処理センターへの端末登録料は、登録時点で収益を認識しておりましたが、一定期間にわたり均等に契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

また、ソフトウェアの受託開発料は、顧客による検収時点で収益を認識しておりましたが、顧客との契約内容に応じて、主として、一定期間にわたり均等に契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いにしたがっており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は584,590千円増加し、売上原価は9,747千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ594,338千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は2,154,520千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受収益」及び「固定負債」の「その他」に含まれていた「長期前受収益」は、当事業年度より「流動負債」の「契約負債」に含めて表示することとしました。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定められる経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(収益認識基準の会計基準)

- ・「収益認識に関する会計基準」

(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」

(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを

出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、2022年3月期の期首の純資産に累積的影響額が反映され、利益剰余金の期首残高が2,154,520千円減少すると見込まれます。

(時価の算定に関する会計基準)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日公表分 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権、債務

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
売掛金	110千円	－千円

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
当座貸越極度額の総額	2,000,000千円	2,000,000千円
借入実行残高	1,000,000	500,000
差引額	1,000,000	1,500,000

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度31%、当事業年度17%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度69%、当事業年度83%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
給料及び手当	563,275千円	558,935千円
賃借料	107,622	110,215
役員報酬	71,018	104,621
業務委託料	208,994	99,908
減価償却費	70,058	72,156
賞与引当金繰入額	－	41,093
退職給付引当金繰入額	7,726	6,200
製品保証引当金繰入額	101,238	20,123
貸倒引当金繰入額	－	41

※3 減損損失

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都中央区	遊休資産	ソフトウェア

当社は、減損会計の適用にあたり、事業用資産については事業セグメント単位に基づきグルーピングしており、遊休資産については個別物件単位でグルーピングを行っております。

上記資産については、顧客が当社決済システムを利用するためのソフトウェアであり、該当顧客とのサービス終了に伴い、当初予定していた効果が見込めなくなったため、回収可能価額を零として、帳簿価額（994千円）の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零と算定しております。

※4 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
工事損失引当金繰入額	一千円	4,386千円

※5 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	1,200千円	600千円
販売費及び一般管理費	40,690千円	30,120千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.2	62,986	31,430,014	—	31,493,000
合計	62,986	31,430,014	—	31,493,000

(注) 1. 当社は2020年10月12日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加31,430,014株は株式分割によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストックオプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	5,103
合計		—	—	—	—	—	5,103

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	31,493,000	657,800	—	32,150,800
合計	31,493,000	657,800	—	32,150,800

(注) 2022年2月28日に第三者割当増資を行った結果、657,800株増加しました。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストックオプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	5,103
合計		—	—	—	—	—	5,103

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金勘定	2,168,352千円	3,419,740千円
現金及び現金同等物	2,168,352	3,419,740

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、データセンターにおけるサーバー機器であります。

無形固定資産

主として、データセンターにおけるシステム(ソフトウェア)であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、本社などの設備機器であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等の金融資産に限定し、資金調達については設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関からの借入及びリースにより調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金については、高い信用格付けを有する金融機関のみと取引を行っています。営業債権である売掛金について、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金については、差入先の信用リスクに晒されております。未収法人税等は、1年以内の回収期日であります。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、預り金は、全てが1ヶ月以内の支払期日であり、未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日であります。短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主にシステム投資及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後4年3ヶ月であります。

営業債務、短期借入金、リース債務には流動性のリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金については、差入先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,168,352	2,168,352	—
(2) 売掛金	1,110,045	1,110,045	—
(3) 未収法人税等	221,668	221,668	—
(4) 敷金	312,414	312,993	578
資産計	3,812,479	3,813,058	578
(1) 買掛金	53,315	53,315	—
(2) 短期借入金	1,000,000	1,000,000	—
(3) 未払金	546,333	546,333	—
(4) 未払費用	153,833	153,833	—
(5) 未払法人税等	14,339	14,339	—
(6) 預り金	363,437	363,437	—
(7) リース債務 (1年内返済予定を含む)	29,068	27,276	△1,792
負債計	2,160,325	2,158,533	△1,792

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、並びに(3) 未収法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金

敷金の時価については、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算出しております。

なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等及び(6) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) リース債務 (1年内返済予定を含む)

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	2,168,352	—	—	—
売掛金	1,110,045	—	—	—
合計	3,278,398	—	—	—

(注) 敷金については、償還期日を明確に把握できないため、上記の償還予定額には含めておりません。

3. リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,000,000	—	—	—	—	—
リース債務	13,910	7,034	4,757	2,687	678	—
合計	1,013,910	7,034	4,757	2,687	678	—

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等の金融資産に限定し、資金調達については設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関からの借入及びリースにより調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金について、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金については、差入先の信用リスクに晒されております。未収法人税等は、1年以内の回収期日であります。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、預り金は、全てが1ヶ月以内の支払期日であり、未払法人税等、未払消費税等は、全て1年以内の支払期日であります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主にシステム投資及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後3年3ヶ月であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金については、差入先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円) (*3)	時価 (千円) (*3)	差額 (千円)
敷金	302,478	301,106	△1,372
リース債務	(15,158)	(14,431)	△726

(*1) 現金及び預金については、現金及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2) 売掛金、未収法人税等、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び預り金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(*3) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,419,740	—	—	—
売掛金	1,029,738	—	—	—
未収法人税等	8,213	—	—	—
合計	4,457,691	—	—	—

(注) 敷金については、償還期日を明確に把握できないため、上記の償還予定額には含めておりません。

(注) 2. リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	500,000	—	—	—	—	—
リース債務	7,034	4,757	2,687	678	—	—
合計	507,034	4,757	2,687	678	—	—

3. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定された時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1インプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	301,106	—	301,106
リース債務	—	(14,431)	—	(14,431)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

これらの時価は、将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。なお、「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債に計上しているものについては、()で示しております。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付型の退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤続年数に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	65,131千円
退職給付費用	23,237
退職給付の支払額	△631
退職給付引当金の期末残高	87,736

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	当事業年度 (2021年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	87,736千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	87,736
退職給付引当金	87,736
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	87,736

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 23,237千円

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付型の退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤続年数に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	87,736千円
退職給付費用	27,131
退職給付の支払額	△14,317
退職給付引当金の期末残高	100,550

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	当事業年度 (2022年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	100,550千円

	当事業年度 (2022年3月31日)
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	100,550
退職給付引当金	100,550
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	100,550

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 27,131千円

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. スtockオプションに係る費用計上額及び科目名

(単位:千円)

	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—

2. スtockオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社従業員 254名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,149,500株	普通株式 1,115,900株
付与日	2020年11月2日	2020年11月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めはありません。	定めはありません。
権利行使期間	自2022年7月1日 至2030年11月2日	自2022年10月31日 至2027年10月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtockオプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2021年3月期)において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtockオプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	1,149,500	1,115,900
失効	—	6,900
権利確定	—	—
未確定残	1,149,500	1,109,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

②単価情報

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
権利行使価格 (円)	469	469
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

ストックオプションを付与した時点においては、当社は未公開企業であるため、ストックオプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法は類似会社比準方式等によっております。

4. ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストックオプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストックオプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|--|-----|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使された
ストックオプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. ストックオプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—

2. ストックオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプションの内容

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5 名	当社従業員 254名
株式の種類別のストックオプションの数 (注)	普通株式 1, 149, 500株	普通株式 1, 115, 900株
付与日	2020年11月 2 日	2020年11月30日
権利確定条件	「第 4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第 4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めはありません。	定めはありません。
権利行使期間	自2022年7月1日 至2030年11月2日	自2022年10月31日 至2027年10月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2022年3月期）において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストックオプションの数

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	1, 149, 500	1, 109, 000
付与	—	—
失効	—	120, 800
権利確定	—	—
未確定残	1, 149, 500	988, 200
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

②単価情報

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
権利行使価格 (円)	469	469
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. スtockオプションの公正な評価単価の見積方法

ストックオプションを付与した時点においては、当社は未公開企業であるため、ストックオプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法は類似会社比準方式等によっております。

4. スtockオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtockオプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストックオプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

(2) 当事業年度において権利行使された

ストックオプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)
前事業年度 (2021年 3 月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2021年 3 月31日)
繰延税金資産	
退職給付引当金	26,865千円
未払費用	26,440
繰越欠損金 (注)	24,708
減損損失	22,242
製品保証引当金	11,991
未払金	10,563
未払事業税	2,923
その他	27,165
繰延税金資産小計	152,901
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金額	△15,791
評価性引当額小計	△15,791
繰延税金資産合計	137,109
繰延税金負債	
未収事業税	△7,501
その他	△624
繰延税金負債合計	△8,125
繰延税金資産の純額	128,984

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金(※1)	—	—	—	—	—	24,708	24,708
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	24,708	(※2)24,708

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金24,708千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産24,708千円を計上しております。これは、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断したためであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2021年 3 月31日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等損金算入額	0.3
役員給与の損金不算入額	3.4
住民税等均等割	4.3
評価性引当額	△1.0
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.8

当事業年度（2022年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産	
契約負債	625,448千円
繰越欠損金（注2）	119,165
退職給付引当金	30,788
賞与引当金	28,208
減損損失	16,986
未払費用	11,712
未払事業税	9,313
未払金	8,982
製品保証引当金	6,161
その他	23,911
繰延税金資産小計	880,678
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	△119,165
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金額	△761,512
評価性引当額小計（注1）	△880,678
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	—
繰延税金負債の純額	—

（注1）繰延税金資産から控除された額（評価性引当額）に重要な変動が生じております。当該変動の主な内容は、契約負債に係る評価性引当額の増加であります。

（注2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※1)	—	—	—	—	—	119,165	119,165
評価性引当額	—	—	—	—	—	△119,165	△119,165 (※2)
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

（※1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（※2）税務上の繰越欠損金119,165千円（法定実効税率を乗じた額）は、全額回収不能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等損金算入額	0.0
住民税等均等割	1.0
評価性引当額	122.6
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	154.2

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

また、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当事業年度の負担に属する金額は9,936千円であり、当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は28,312千円であります。

当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

また、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当事業年度の負担に属する金額は9,936千円であり、当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は38,248千円であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	一時点で移転される 財又はサービス	一定の期間にわたり 移転される 財又はサービス	合計
センター利用料	—	3,496,550	3,496,550
決済端末販売売上	1,326,231	38,237	1,364,468
開発売上	375,205	521,847	897,052
登録設定料等	—	728,445	728,445
QR・バーコード精算料	—	486,812	486,812
その他	—	165,829	165,829
顧客との契約から生じる収益	1,701,436	5,437,722	7,139,159
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,701,436	5,437,722	7,139,159

(注) 当社は、キャッシュレス決済サービス事業の単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報について、セグメントに関連付けて記載することはしていません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約における履行義務の充足の時期及び取引価格の算定方法等については、「注記事項（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 履行義務と充足の時期と通常の支払時期との関連性における契約資産及び契約負債の残高に与える影響の説明

契約資産	増 加	顧客から対価を受領する前に顧客との契約等における義務を履行
	減 少	顧客から対価を受領する又は開発及び役務提供等が完了し顧客に請求
契約負債	増 加	顧客との契約における義務を履行する前に顧客から対価を受領する又は対価を受領する期限が到来する
	減 少	顧客との契約における義務を履行し、収益へ振替

(2) 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,110,045千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,029,738
契約資産(期首残高)	32,612
契約資産(期末残高)	4,729
契約負債(期首残高)	3,130,662
契約負債(期末残高)	2,527,902

契約負債は、履行に先立って受領した対価又は対価を受け取る期限が到来したものであります。履行義務が充足された時点で、契約負債は収益へと振替えられます。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,088,049千円であります。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位；千円)

	当事業年度
1年以内	986,121
1年超2年以内	610,248
2年超3年以内	312,814
3年超4年以内	151,139
4年超5年以内	107,565
5年超	360,013
合計	2,527,902

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社はキャッシュレス決済サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社はキャッシュレス決済サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	センター利用料	決済端末 販売売上	開発売上	登録設定料等	QR・バーコード 精算料	その他	合計
外部顧客への売上高	3,133,165	1,459,692	820,645	631,720	188,890	216,973	6,451,089

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社日本カードネットワーク	1,229,302
東芝テック株式会社	899,054

(注) 当社はキャッシュレス決済サービス事業の単一セグメントであるため、関連するセグメントの記載は省略しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	センター利用料	決済端末 販売売上	開発売上	登録設定料等	QR・バーコード 精算料	その他	合計
外部顧客への売上高	3,496,550	1,364,468	897,052	728,445	486,812	165,829	7,139,159

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社日本カードネットワーク	1,352,078
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	809,782

(注) 当社はキャッシュレス決済サービス事業の単一セグメントであるため、関連するセグメントの記載は省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

当社はキャッシュレス決済サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	三菱商事株式会社	東京都千代田区	204,446	総合商社	被所有 直接40.47	当社への役員の派遣 同社従業員の被出向等	事務協力費用	40,690	—	—
主要株主	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区	949,679	通信事業 スマートライフ事業	被所有 直接10.24	当社への役員の派遣 サービスの提供	当社決済処理センター利用による売上	12,218	売掛金	3,976
							受託開発による売上	1,800		
主要株主	トヨタファイナンシャルサービス株式会社	愛知県名古屋市西区	78,525	自動車販売 金融事業 会社の統括管理	被所有 直接14.31	当社への役員の派遣 同社従業員の被出向	事務協力費用	4,000	—	—
主要株主の子会社	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区	16,500	販売金融 事業 クレジットカード事業	被所有 直接4.29	当社への役員の派遣 サービスの提供	当社決済処理センター利用による売上	65,973	売掛金	42,516
							受託開発による売上	22,945		
							事務協力費用	7,000	未払金	—

(注) 1. 当社への役員の派遣及び被出向に基づく事務協力費の支払いに関しては、派遣元及び出向元の規定等に基づき算定を行い、双方協議の上、決定しております。また、当社決済処理センター利用による売上及び受託開発による売上に関する価格その他取引条件は、当社と関係を有しない会社との取引と同様に、取引条件等を総合的に勘案し、交渉の上決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めております。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	株式会社ローソン	東京都品川区	58,506	コンビニエンスストア事業	—	サービスの提供	当社決済処理センター利用による売上	288,815	売掛金	26,634
							受託開発による売上	42,565		

(注) 1. 当社決済処理センター利用による売上及び受託開発による売上に関する価格その他取引条件は、当社と関係を有しない会社との取引と同様に、取引条件等を総合的に勘案し、交渉の上決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	三菱商事株式会社	東京都千代田区	204,446	総合商社	被所有 直接39.64	当社への役員の派遣 同社従業員の被出向等	事務協力費用	30,120	—	—
							資産の譲渡	8,355	—	—
主要株主	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区	949,679	通信事業 スマートライフ事業	被所有 直接10.03	サービスの提供	当社決済処理センター利用による売上	30,371	売掛金	9,742
							受託開発による売上	5,460		
						通信サービスの利用	通信料	7,071	—	—
主要株主	トヨタファイナンシャルサービス株式会社	愛知県名古屋市西区	78,525	自動車販売金融事業会社の統括管理	被所有 直接14.02	当社への役員の派遣 同社従業員の被出向	事務協力費用	4,800	—	—
主要株主の子会社	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区	16,500	販売金融事業 クレジットカード事業	被所有 直接4.20	サービスの提供	当社決済処理センター利用による売上	65,332	売掛金 契約負債	7,946 55,942
							受託開発による売上	10,697		
						当社のサービス紹介	支払手数料	8,366	未払金	1,859

（注） 当社への役員の派遣及び被出向に基づく事務協力費の支払いに関しては、派遣元及び出向元の規定等に基づき算定を行い、双方協議の上、決定しております。また、当社決済処理センター利用による売上、受託開発による売上、当社サービス紹介による手数料及び通信料並びに資産の譲渡（ソフトウェア）に関する価格その他取引条件は、当社と関係を有しない会社との取引と同様に、取引条件等を総合的に勘案し、交渉の上決定しております。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	株式会社ローソン	東京都品川区	58,506	コンビニエンスストア事業	—	サービスの提供	当社決済処理センター利用による売上	267,601	売掛金 契約資産 契約負債	25,888 90 7,651
							受託開発による売上	26,928		

（注） 当社決済処理センター利用による売上及び受託開発による売上に関する価格その他取引条件は、当社と関係を有しない会社との取引と同様に、取引条件等を総合的に勘案し、交渉の上決定しております。

(1株当たり情報)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	231円86銭
1株当たり当期純利益	3円13銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2020年10月12日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益(千円)	98,640
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	98,640
普通株式の期中平均株式数(株)	31,493,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の数22,585個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	179円20銭
1株当たり当期純損失	12円23銭

- (注) 1. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失はそれぞれ、48.53円減少及び18.84円減少しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純損失（千円）	385,789
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純損失（千円）	385,789
普通株式の期中平均株式数（株）	31,550,670
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類（新株予約権の数21,377個）。 なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当第3四半期会計期間 (2022年12月31日)	
当座貸越極度額の総額	2,000,000千円
借入実行残高	—
差引額	2,000,000

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間 (自2022年4月1日 至2022年12月31日)	
減価償却費	1,202,133千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年12月31日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

(1) 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、資本準備金の額の減少を2022年11月30日開催の臨時株主総会に付議することを決議し、併せて資本準備金の額の減少について臨時株主総会での承認を条件として、剰余金の処分について決議いたしました。

なお、同臨時株主総会において資本準備金の額について承認可決され、2022年12月1日に効力が発生しております。この結果、資本準備金が3,000,000千円減少し、この減少額全額をその他資本剰余金に振り替えを行い、当該その他資本剰余金1,345,272千円を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損補填を行っております。

(2) 自己株式の取得および消却

当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、2022年11月30日開催の臨時株主総会に、特定の株主からの自己株式取得の件を付議することを決議し、同臨時株主総会において承認可決されました。また、2022年11月30日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、当該自己株式を消却することを決議いたしました。なお、2022年12月1日に自己株式の取得及び消却を実施しております。

この結果、自己株式が1,500,000千円増加及び減少いたしました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年12月31日）

当社はキャッシュレス決済サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期累計期間（自2022年4月1日 至2022年12月31日）

(単位：千円)

売上区分	一時点で移転される 財又はサービス	一定の期間にわたり 移転される 財又はサービス	合計
センター利用料	-	2,838,635	2,838,635
決済端末販売売上	838,760	30,063	868,824
開発売上	66,700	374,047	440,747
登録設定料等	-	504,770	504,770
QR・バーコード精算料	-	735,223	735,223
その他	-	155,365	155,365
顧客との契約から生じる収益	905,460	4,638,107	5,543,568
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	905,460	4,638,107	5,543,568

(注) 当社は、キャッシュレス決済サービス事業の単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報について、セグメントに関連付けて記載することはしておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自2022年4月1日 至2022年12月31日)
1株当たり四半期純利益	12円16銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	389,389
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	389,389
普通株式の期中平均株式数(株)	32,009,890
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権2種類(新株予約権の数20,407個)。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	206,510	—	—	206,510	54,464	14,947	152,045
器具及び備品	1,749,412	370,653	—	2,120,065	1,507,853	266,855	612,212
リース資産	313,265	—	—	313,265	299,522	10,108	13,742
建設仮勘定	268,526	111,693	366,651	13,567	—	—	13,567
有形固定資産計	2,537,714	482,346	366,651	2,653,409	1,861,840	291,911	791,569
無形固定資産							
商標権	7,005	—	—	7,005	4,044	523	2,960
リース資産	62,971	—	—	62,971	62,971	480	—
ソフトウェア	6,918,379	1,626,942	994 (994)	8,544,327	4,641,665	1,171,011	3,902,662
ソフトウェア仮勘定	662,027	1,059,027	1,624,804	96,249	—	—	96,249
その他	197	—	197	—	—	—	—
無形固定資産計	7,650,580	2,685,969	1,625,996 (994)	8,710,554	4,708,681	1,172,014	4,001,873
長期前払費用	68,837	18,902	44,945	42,794	—	—	42,794

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

器具及び備品 ハードウェア構築 269,501千円、クレジット案件 38,017千円

建設仮勘定 電子マネー案件 25,876千円、クレジット案件 21,725千円

ソフトウェア センター開発案件 211,995千円、クレジット案件 210,241千円、クラウドPOS案件 174,866千円、端末案件 149,377千円、社内システム 128,767千円

ソフトウェア仮勘定 クレジット案件 168,285千円、クラウドPOS案件 140,972千円、センター開発案件 109,305千円、端末案件 104,780千円、電子マネー案件 76,524千円

2. 「当期減少額」欄の()内は、内書きで、減損損失の計上額であります。

3. 長期前払費用の期間配分は減価償却とは性格が異なるため、償却累計額及び当期償却額には含めておりません。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,000,000	500,000	0.33	—
1年以内に返済予定のリース債務	13,910	7,034	—	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	15,158	8,124	—	2023年～2025年
合計	1,029,068	515,158	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

- ３．リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超２年以内 （千円）	２年超３年以内 （千円）	３年超４年以内 （千円）
リース債務	4,757	2,687	678

【引当金明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （目的使用） （千円）	当期減少額 （その他） （千円）	当期末残高 （千円）
賞与引当金	—	117,424	24,755	545	92,124
製品保証引当金	39,163	20,123	37,683	1,480	20,123
貸倒引当金	—	41	—	—	41
工事損失引当金	—	4,386	2,769	50	1,567

- （注） １．賞与引当金の「当期減少額（その他）」は、実支給額の調整によるものであります。
 ２．製品保証引当金の「当期減少額（その他）」は、実際支払額との調整によるものであります。
 ３．工事損失引当金の「当期減少額（その他）」は、差額調整によるものであります。

【資産除去債務明細表】

当社は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込期間は、不動産賃借契約開始からの平均退去年数である10年を用いております。

また、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当事業年度の負担に属する金額は9,936千円であり、当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は38,248千円であります。

（２）【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
預金	
普通預金	3,419,740
合計	3,419,740

ロ. 売掛金
相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社日本カードネットワーク	115,910
GMOフィナンシャルゲート株式会社	113,923
三井住友カード株式会社	102,159
株式会社ジェーシービー	101,904
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	101,609
その他	494,231
合計	1,029,738

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
1,110,045	7,402,068	7,482,375	1,029,738	87.9	52.8

（注） 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 商品

品目	金額（千円）
決済端末	539,688
その他	2,668
合計	542,357

ニ. 貯蔵品

品目	金額（千円）
サーバー用基盤部品	6,397
その他	576
合計	6,973

② 流動負債

ホ. 買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社デンソーウェーブ	86,467
Pax Japan株式会社	42,685
株式会社レスターキャステック	19,252
その他	729
合計	149,135

ヘ. 未払金

相手先	金額（千円）
株式会社野村総合研究所	31,434
パナソニックシステムソリューションズジ ヤパン株式会社	31,338
キヤノンITソリューションズ株式会社	21,785
株式会社インテリジェント ウェイブ	20,251
日本システムウェア株式会社	20,175
レバテック株式会社	15,854
その他	123,700
合計	264,540

ト. 預り金

品目	金額（千円）
QRコード決済預り金	645,491
源泉所得税	7,377
住民税	7,301
その他	1,341
合計	661,512

チ. 契約負債

相手先	金額（千円）
フェリカネットワークス株式会社	812,621
株式会社日本カードネットワーク	571,558
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	225,071
生活協同組合コープこうべ	183,805
パーク24株式会社	97,302
その他	637,542
合計	2,527,902

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおり。 https://www.tm-nets.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社株式は、東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない旨を定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2022年12月1日	三菱商事株式会社代表取締役社長垣内威彦	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社トランザクショ・メデ・ネットワックス代表取締役社長大高敦	東京都中央区日本橋二丁目11番2号	提出会社	1,250,000	1,500,000,000 (1,200) (注) 5	最適な資本構成の実現及び株主価値の向上

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2020年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資金的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資金的関係会社
4. 上場後の最適資本構成の実現に向けて、当社役員が一定程度株式を保有することの必要性に鑑み、2022年12月2日に当社役員に対して、新株予約権（第3回）を発行しております。その際、株主の希釈化を回避するという観点から、新株予約権の発行に見合う株式を、特定株主から取得し、それを即日消却するという方法を選択しました。なお、当社の自己株式の取得に応じた株主が、三菱商事株式会社のみであったため、上表の取引結果となっております。
5. 移動価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	株式	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	2020年11月2日	2020年11月30日	2022年2月28日	2022年12月2日	2022年12月2日
種類	第1回新株予約権 (ストックオプション)	第2回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	第3回新株予約権 (ストックオプション)	第4回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 1,149,500株 (注) 6.	普通株式 1,115,900株 (注) 7.	普通株式 657,800株	普通株式 1,971,400株 (注) 8.	普通株式 69,300株
発行価格	473円 (注) 4	469円 (注) 4	1,520円 (注) 5.	1,212円 (注) 5.	1,200円 (注) 5.
資本組入額	237円 (注)	235円	760円	606円	600円
発行価額の総額	544,219,280円 (注) 6.	523,357,100円 (注) 7.	999,856,000円	2,389,336,800円 (注) 8.	83,160,000円
資本組入額の総額	272,431,500円 (注) 6.	262,236,500円 (注) 7.	499,928,000円	1,194,668,400円 (注) 8.	41,580,000円
発行方法	2020年10月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	2020年10月30日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	第三者割当	2022年11月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	2022年11月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	(注) 2.	(注) 3.	(注) 3.

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第268条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2022年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 発行価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）により算出した価格を総合的に勘案し

て、決定しております。

5. 発行価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）及び流動性ディスカントを勘案した類似会社比較法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
6. 新株予約権割当契約締結後の放棄による権利の喪失（取締役5名）により、本書提出日現在、全部消却しております。
7. 新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失（従業員48名）により、本書提出日現在、発行数は963,800株、発行価額の総額は452,022,200円、資本組入額の総額は226,493,000円となっております。
8. 新株予約権割当契約締結後の権利の消滅（取締役1名）により、本書提出日現在、発行数は1,846,400株、発行価額の総額は2,237,836,800円、資本組入額の総額は1,118,918,400円となっております。
9. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	469円	469円	1,200円	1,200円
行使期間	2022年7月1日から 2030年11月2日まで (注)1	2022年10月31日から 2027年10月30日まで (注)1	2025年7月1日から 2032年12月2日まで (注)1	2024年11月15日から 2029年11月14日まで (注)1
行使の条件	(注)2	(注)3	(注)4	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(注) 1. 権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合には、その前営業日を権利行使の最終日とする。

2. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の売上高及び営業利益が、下記に掲げる各条件をいずれも満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

(a) 2022年3月期から2024年3月期までのいずれかの事業年度において、売上高が12,530百万円を超過した場合

(b) 2022年3月期から2024年3月期までのいずれかの事業年度において、営業利益が1,444百万円を超過した場合

なお、売上高及び営業利益の判定においては、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書）における売上高及び営業利益を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。

- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
3. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が定年退職した場合又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
4. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2025年3月期から2026年3月期のいずれかの事業年度において、下記の売上高及びEBITDA条件をいずれも達成した場合に、本新株予約権を行使することができる。
- (a) 売上高が12,108百万円をいずれかの事業年度で超過した場合
- (b) EBITDAが2,905百万円をいずれかの事業年度で超過した場合

なお、売上高及び営業利益の判定においては、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書）における売上高を参照するものとし、EBITDAの判定においては、当社の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書）から、EBITDA（＝経常利益＋減価償却費＋支払利息）を参照するものとする。

- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
 - ③ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、任期満了による退任、その他の正当な理由があると当社取締役会が認める場合は、この限りでない。
 - ④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
5. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が定年退職した場合又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

2【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
大高 敦	東京都中央区	会社役員	807,000 (注) 1	382,066,080 (473)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
富本 祐輔	東京都港区	会社役員	125,000 (注) 1	59,180,000 (473)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
谷本 健	東京都杉並区	会社役員	72,500 (注) 1	34,324,400 (473)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
小松原 道高	東京都新宿区	会社役員	72,500 (注) 1	34,324,400 (473)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
藤井 隆人	静岡県浜松市中区	会社役員	72,500 (注) 1	34,324,400 (473)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 新株予約権割当契約締結後の放棄による権利の喪失（取締役5名）により、全部消却しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
下地 実	東京都昭島市	会社員	19,500	9,145,500 (469)	当社の従業員
栗原 美由紀（戸籍上の氏名：飯草 美由紀）	東京都品川区	会社員	19,500	9,145,500 (469)	当社の従業員
大八木 雄二	東京都品川区	会社員	18,900	8,864,100 (469)	当社の従業員
佐藤 吉成	千葉県流山市	会社員	15,800	7,410,200 (469)	当社の従業員
岡島 政喜	千葉県印旛郡栄町	会社員	15,500	7,269,500 (469)	当社の従業員
菊地 朋成	神奈川県川崎市幸区	会社員	15,500	7,269,500 (469)	当社の従業員
翁 浩一	東京都東久留米市	会社員	15,100	7,081,900 (469)	当社の従業員
古俣 俊樹	東京都板橋区	会社員	15,100	7,081,900 (469)	当社の従業員
安田 基司	千葉県船橋市	会社員	15,000	7,035,000 (469)	当社の従業員
杉本 えり奈	東京都江戸川区	会社員	14,900	6,988,100 (469)	当社の従業員
船山 広	東京都小平市	会社員	14,700	6,894,300 (469)	当社の従業員
加藤 篤	東京都足立区	会社員	14,100	6,612,900 (469)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
稲津 利司基	東京都世田谷区	会社員	14, 100	6, 612, 900 (469)	当社の従業員
内藤 雅勝	神奈川県相模原市緑区	会社員	14, 000	6, 566, 000 (469)	当社の従業員
長澤 賢範	東京都多摩市	会社員	13, 600	6, 378, 400 (469)	当社の従業員
千葉 篤	東京都多摩市	会社員	13, 400	6, 284, 600 (469)	当社の従業員
谷川 正記	東京都中央区	会社員	13, 400	6, 284, 600 (469)	当社の従業員
志村 結城	東京都稲城市	会社員	11, 900	5, 581, 100 (469)	当社の従業員
田中 誠	神奈川県川崎市多摩区	会社員	11, 800	5, 534, 200 (469)	当社の従業員
松山 洋一	東京都武蔵野市	会社員	11, 700	5, 487, 300 (469)	当社の従業員
櫻井 誠	東京都板橋区	会社員	11, 500	5, 393, 500 (469)	当社の従業員
足立 真吾	東京都江東区	会社員	11, 500	5, 393, 500 (469)	当社の従業員
久 裕佑	大阪府大阪市北区	会社員	11, 300	5, 299, 700 (469)	当社の従業員
林 雄一郎	神奈川県鎌倉市	会社員	11, 200	5, 252, 800 (469)	当社の従業員
二宮 義之	東京都渋谷区	会社員	10, 900	5, 112, 100 (469)	当社の従業員
瀧上 欣延	埼玉県川口市	会社員	10, 700	5, 018, 300 (469)	当社の従業員
大山 昭和	茨城県つくば市	会社員	10, 600	4, 971, 400 (469)	当社の従業員
大山 視丈	埼玉県所沢市	会社員	10, 400	4, 877, 600 (469)	当社の従業員
藤本 伸太	東京都西東京市	会社員	10, 300	4, 830, 700 (469)	当社の従業員
磨田 勝美	新潟県長岡市	会社員	10, 200	4, 783, 800 (469)	当社の従業員
副島 加代	東京都文京区	会社員	10, 100	4, 736, 900 (469)	当社の従業員
足立 康之	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	9, 800	4, 596, 200 (469)	当社の従業員
藤原 昌弘	東京都三鷹市	会社員	9, 800	4, 596, 200 (469)	当社の従業員
原 信盛	神奈川県横浜市緑区	会社員	9, 600	4, 502, 400 (469)	当社の従業員
西川 勇市	神奈川県川崎市高津区	会社員	9, 500	4, 455, 500 (469)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
内田 昌志	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	9,500	4,455,500 (469)	当社の従業員
松本 裕之	東京都稲城市	会社員	9,400	4,408,600 (469)	当社の従業員
源口 宏	東京都中央区	会社員	9,100	4,267,900 (469)	当社の従業員
黒瀬 和樹	神奈川県川崎市多摩区	会社員	9,100	4,267,900 (469)	当社の従業員
関口 秀也	東京都八王子市	会社員	8,800	4,127,200 (469)	当社の従業員
西室 由紀夫	東京都板橋区	会社員	8,200	3,845,800 (469)	当社の従業員
菊地 美知宏	埼玉県戸田市	会社員	8,100	3,798,900 (469)	当社の従業員
古川 宏	東京都日野市	会社員	8,000	3,752,000 (469)	当社の従業員
木村 勝人	千葉県市川市	会社員	7,800	3,658,200 (469)	当社の従業員
鈴木 守	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	7,700	3,611,300 (469)	当社の従業員
上保 宗之	大阪府大阪市淀川区	会社員	7,700	3,611,300 (469)	当社の従業員
山口 亮	埼玉県さいたま市南区	会社員	7,500	3,517,500 (469)	当社の従業員
押味 彩子	東京都東久留米市	会社員	7,400	3,470,600 (469)	当社の従業員
柴田 直樹	埼玉県三郷市	会社員	7,100	3,329,900 (469)	当社の従業員
鈴木 周次朗	神奈川県横浜市旭区	会社員	6,900	3,236,100 (469)	当社の従業員
高島 一朗	東京都小金井市	会社員	6,900	3,236,100 (469)	当社の従業員
島崎 誠	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	6,800	3,189,200 (469)	当社の従業員
高橋 直	東京都目黒区	会社員	6,800	3,189,200 (469)	当社の従業員
大島 正基	東京都板橋区	会社員	6,700	3,142,300 (469)	当社の従業員
横田 仁寿	東京都目黒区	会社員	6,600	3,095,400 (469)	当社の従業員
風間 信治	埼玉県さいたま市南区	会社員	6,500	3,048,500 (469)	当社の従業員
橋本 修 (戸籍上の氏名: 松田 修)	新潟県新潟市東区	会社員	6,400	3,001,600 (469)	当社の従業員
高島 正之	埼玉県吉川市	会社員	6,200	2,907,800 (469)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
野間 俊行	埼玉県朝霞市	会社員	6, 200	2, 907, 800 (469)	当社の従業員
富永 博幸	埼玉県越谷市	会社員	6, 200	2, 907, 800 (469)	当社の従業員
富田 要	埼玉県戸田市	会社員	6, 100	2, 860, 900 (469)	当社の従業員
高柳 圭	千葉県袖ヶ浦市	会社員	6, 100	2, 860, 900 (469)	当社の従業員
前澤 竜太	東京都板橋区	会社員	6, 000	2, 814, 000 (469)	当社の従業員
新林 桂	埼玉県川口市	会社員	6, 000	2, 814, 000 (469)	当社の従業員
和泉 容正	神奈川県横浜市青葉区	会社員	5, 900	2, 767, 100 (469)	当社の従業員
高木 祐之	東京都世田谷区	会社員	5, 800	2, 720, 200 (469)	当社の従業員
笠井 翔	神奈川県川崎市幸区	会社員	5, 700	2, 673, 300 (469)	当社の従業員
池田 素	千葉県市川市	会社員	5, 500	2, 579, 500 (469)	当社の従業員
源口 泰子	東京都中央区	会社員	5, 500	2, 579, 500 (469)	当社の従業員
前山 明生	埼玉県さいたま市大宮区	会社員	5, 300	2, 485, 700 (469)	当社の従業員
小野沢 友宏	埼玉県さいたま市南区	会社員	5, 200	2, 438, 800 (469)	当社の従業員
吉川 拓真	埼玉県さいたま市大宮区	会社員	5, 200	2, 438, 800 (469)	当社の従業員
安村 彩	神奈川県横浜市西区	会社員	5, 200	2, 438, 800 (469)	当社の従業員
岩堀 優也	東京都調布市	会社員	5, 200	2, 438, 800 (469)	当社の従業員
佐藤 光芳	千葉県茂原市	会社員	5, 100	2, 391, 900 (469)	当社の従業員
長野 弘	東京都足立区	会社員	5, 000	2, 345, 000 (469)	当社の従業員
高橋 洋一	埼玉県上尾市	会社員	4, 700	2, 204, 300 (469)	当社の従業員
秋山 志保	東京都八王子市	会社員	4, 700	2, 204, 300 (469)	当社の従業員
河原木 基史	神奈川県川崎市川崎区	会社員	4, 700	2, 204, 300 (469)	当社の従業員
高橋 勇貴	東京都板橋区	会社員	4, 400	2, 063, 600 (469)	当社の従業員
松下 義治	東京都江戸川区	会社員	4, 400	2, 063, 600 (469)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
吉田 勇	埼玉県上尾市	会社員	4,400	2,063,600 (469)	当社の従業員
青田 正吾	神奈川県横浜市泉区	会社員	4,300	2,016,700 (469)	当社の従業員
矢内 恵理子	東京都新宿区	会社員	4,300	2,016,700 (469)	当社の従業員
福島 紗子	東京都練馬区	会社員	4,300	2,016,700 (469)	当社の従業員
有賀 隆二	東京都練馬区	会社員	4,100	1,922,900 (469)	当社の従業員
上本 正格	東京都品川区	会社員	4,000	1,876,000 (469)	当社の従業員
押田 武史	埼玉県久喜市	会社員	4,000	1,876,000 (469)	当社の従業員
梶山 尚之	東京都世田谷区	会社員	3,800	1,782,200 (469)	当社の従業員
笹子 哲敏	千葉県八千代市	会社員	3,600	1,688,400 (469)	当社の従業員
石黒 明宏	千葉県市川市	会社員	3,600	1,688,400 (469)	当社の従業員
吉野 雄介	千葉県千葉市緑区	会社員	3,600	1,688,400 (469)	当社の従業員
中村 恵仁	東京都荒川区	会社員	3,500	1,641,500 (469)	当社の従業員
高澤 良	埼玉県さいたま市大宮区	会社員	3,400	1,594,600 (469)	当社の従業員
上保 理世	大阪府大阪市淀川区	会社員	3,400	1,594,600 (469)	当社の従業員
石川 智也	東京都荒川区	会社員	3,400	1,594,600 (469)	当社の従業員
富田 和希	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	3,400	1,594,600 (469)	当社の従業員
渡部 悠矢	東京都杉並区	会社員	3,400	1,594,600 (469)	当社の従業員
志村 勇	東京都三鷹市	会社員	3,400	1,594,600 (469)	当社の従業員
岩上 圭吾	東京都中野区	会社員	3,200	1,500,800 (469)	当社の従業員
掛札 修身	神奈川県川崎市多摩区	会社員	3,000	1,407,000 (469)	当社の従業員
芳原 憧	千葉県市川市	会社員	3,000	1,407,000 (469)	当社の従業員
熊 淇慧	東京都江東区	会社員	3,000	1,407,000 (469)	当社の従業員
田河 美乃里（戸籍上の氏名：春日井 美乃里）	神奈川県横浜市青葉区	会社員	3,000	1,407,000 (469)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
齋藤 翔悟	神奈川県相模原市南区	会社員	2,900	1,360,100 (469)	当社の従業員
熊谷 砂男	東京都葛飾区	会社員	2,900	1,360,100 (469)	当社の従業員
鎌田 貴紀	千葉県千葉市花見川区	会社員	2,900	1,360,100 (469)	当社の従業員
山中 豪士	千葉県印西市	会社員	2,800	1,313,200 (469)	当社の従業員
川島 寛子 (戸籍上の氏名: 黒田 寛子)	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	2,700	1,266,300 (469)	当社の従業員
王 徳勝	埼玉県戸田市	会社員	2,700	1,266,300 (469)	当社の従業員
田村 貴夫	新潟県南魚沼市	会社員	2,700	1,266,300 (469)	当社の従業員
清水 玲子	新潟県新潟市西区	会社員	2,700	1,266,300 (469)	当社の従業員
品川 太郎	埼玉県上尾市	会社員	2,700	1,266,300 (469)	当社の従業員
青柳 有希子	埼玉県所沢市	会社員	2,600	1,219,400 (469)	当社の従業員
井星 光晴	東京都多摩市	会社員	2,500	1,172,500 (469)	当社の従業員
蘇 章冠	東京都中野区	会社員	2,400	1,125,600 (469)	当社の従業員
加藤 慎一郎	東京都中野区	会社員	2,400	1,125,600 (469)	当社の従業員
徳原 理乃	神奈川県海老名市	会社員	2,400	1,125,600 (469)	当社の従業員
深山 直人	神奈川県横浜市青葉区	会社員	2,400	1,125,600 (469)	当社の従業員
倉金 徹	東京都北区	会社員	2,400	1,125,600 (469)	当社の従業員
高本 麻衣子	東京都葛飾区	会社員	2,300	1,078,700 (469)	当社の従業員
齋藤 淳	新潟県新潟市北区	会社員	2,300	1,078,700 (469)	当社の従業員
大和 真紀子	千葉県松戸市	会社員	2,300	1,078,700 (469)	当社の従業員
山田 道也	新潟県新潟市南区	会社員	2,000	938,000 (469)	当社の従業員
伊藤 誠	東京都大田区	会社員	2,000	938,000 (469)	当社の従業員
大塚 拓実	新潟県三条市	会社員	1,900	891,100 (469)	当社の従業員
小清水 司	東京都八王子市	会社員	1,800	844,200 (469)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
渡邊 光俊	神奈川県藤沢市	会社員	1, 800	844, 200 (469)	当社の従業員
岡崎 悟	神奈川県川崎市麻生区	会社員	1, 800	844, 200 (469)	当社の従業員
堀尾 忠教	東京都品川区	会社員	1, 800	844, 200 (469)	当社の従業員
川崎 誠	東京都江東区	会社員	1, 800	844, 200 (469)	当社の従業員
額賀 雅夫	神奈川県秦野市	会社員	1, 800	844, 200 (469)	当社の従業員
三木 直裕	東京都町田市	会社員	1, 800	844, 200 (469)	当社の従業員
助川 智美	東京都八王子市	会社員	1, 800	844, 200 (469)	当社の従業員
川島 歩	新潟県新潟市中央区	会社員	1, 800	844, 200 (469)	当社の従業員
張 セイ	東京都杉並区	会社員	1, 800	844, 200 (469)	当社の従業員
中村 公紀	埼玉県越谷市	会社員	1, 700	797, 300 (469)	当社の従業員
旭井 慎一	東京都江戸川区	会社員	1, 700	797, 300 (469)	当社の従業員
長瀬 博之	神奈川県横浜市泉区	会社員	1, 700	797, 300 (469)	当社の従業員
益子 千明	埼玉県和光市	会社員	1, 600	750, 400 (469)	当社の従業員
米岡 愛	東京都江戸川区	会社員	1, 600	750, 400 (469)	当社の従業員
竹中 一也	新潟県新潟市中央区	会社員	1, 600	750, 400 (469)	当社の従業員
秋永 奈穂	千葉県我孫子市	会社員	1, 600	750, 400 (469)	当社の従業員
薄井 咲子	東京都大田区	会社員	1, 500	703, 500 (469)	当社の従業員
小嶋 健	新潟県新潟市東区	会社員	1, 500	703, 500 (469)	当社の従業員
佐藤 春樹	新潟県新潟市西区	会社員	1, 500	703, 500 (469)	当社の従業員
齊藤 未来	埼玉県さいたま市南区	会社員	1, 500	703, 500 (469)	当社の従業員
橋本 悠花	千葉県松戸市	会社員	1, 500	703, 500 (469)	当社の従業員
久松 元	埼玉県さいたま市緑区	会社員	1, 500	703, 500 (469)	当社の従業員
丸山 広貴	埼玉県春日部市	会社員	1, 500	703, 500 (469)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
安井 紗弥香	東京都葛飾区	会社員	1,300	609,700 (469)	当社の従業員
今井 里美	神奈川県川崎市麻生区	会社員	1,300	609,700 (469)	当社の従業員
一ノ倉 健太	千葉県市川市	会社員	1,200	562,800 (469)	当社の従業員
松本 博	東京都調布市	会社員	1,200	562,800 (469)	当社の従業員
辰野 彰信	神奈川県横浜市瀬谷区	会社員	1,200	562,800 (469)	当社の従業員
木村 充宏	東京都杉並区	会社員	1,100	515,900 (469)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）50名、割当株式の総数24,300株に関する記載は省略しております。

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社三菱UFJ銀行 取締役頭取執行役員 半沢 淳一 資本金 1,711,958百万円	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	銀行業	657,800	999,856,000 (1,520)	取引銀行

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
大高 敦	東京都中央区	会社役員	1,007,000	1,220,484,000 (1,212)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
谷本 健	東京都杉並区	会社役員	272,500	330,270,000 (1,212)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
小松原 道高	東京都新宿区	会社役員	272,500	330,270,000 (1,212)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
西脇 徹	東京都港区	会社役員	272,500	330,270,000 (1,212)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
菅野 沙織(戸籍上の氏名:本間 沙織)	東京都港区	会社役員	7,300	8,847,600 (1,212)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
酒井 慎二	神奈川県横浜市都筑区	会社役員	7,300	8,847,600 (1,212)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
眞田 幸俊	神奈川県横浜市都筑区	会社役員	7,300	8,847,600 (1,212)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 放棄等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
黒田 直樹	東京都江戸川区	会社員	7,400	8,880,000 (1,200)	当社の従業員
菅原 健一郎	東京都葛飾区	会社員	7,400	8,880,000 (1,200)	当社の従業員
岡島 政喜	千葉県印旛郡栄町	会社員	3,700	4,440,000 (1,200)	当社の従業員
大島 正基	東京都板橋区	会社員	3,700	4,440,000 (1,200)	当社の従業員
橋本 修 (戸籍上の氏名: 松田 修)	新潟県新潟市東区	会社員	3,700	4,440,000 (1,200)	当社の従業員
高柳 圭	千葉県袖ヶ浦市	会社員	3,700	4,440,000 (1,200)	当社の従業員
黒瀬 和樹	神奈川県川崎市多摩区	会社員	3,700	4,440,000 (1,200)	当社の従業員
今度 祥一	東京都荒川区	会社員	3,700	4,440,000 (1,200)	当社の従業員
阿部 清隆	新潟県新潟市西区	会社員	3,700	4,440,000 (1,200)	当社の従業員
本間 武志	東京都杉並区	会社員	3,700	4,440,000 (1,200)	当社の従業員
中山 誠	東京都新宿区	会社員	3,700	4,440,000 (1,200)	当社の従業員
高島 正之	埼玉県吉川市	会社員	3,600	4,320,000 (1,200)	当社の従業員
石川 智也	千葉県柏市	会社員	3,600	4,320,000 (1,200)	当社の従業員
鎌田 貴紀	千葉県千葉市花見川区	会社員	3,600	4,320,000 (1,200)	当社の従業員
中條 守康	神奈川県横浜市港北区	会社員	3,600	4,320,000 (1,200)	当社の従業員
三浦 京太郎	東京都江戸川区	会社員	3,600	4,320,000 (1,200)	当社の従業員

(注) 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員(特別利害関係者等を除く)32名、割当株式の総数3,200株に関する記載は省略しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己 株式を除く。）の総 数に対する 所有株式数 の割合 (%)
三菱商事株式会社(注1)	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	11,494,500	34.03
トヨタファイナンスサービス株式会社(注1)	愛知県名古屋市中区牛島町6番1号	4,508,000	13.35
株式会社NTTドコモ(注1)	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	3,225,000	9.55
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(注1)	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	2,000,000	5.92
三井住友カード株式会社(注1)	大阪府大阪市中央区今橋四丁目5番15号	1,904,500	5.64
株式会社ジェーシービー(注1)	東京都港区南青山五丁目1番22号	1,904,500	5.64
ユーシーカード株式会社(注1)	東京都港区台場二丁目3番2号	1,904,500	5.64
トヨタファイナンス株式会社(注1)	愛知県名古屋市中区牛島町6番1号	1,350,000	4.00
大高 敦(注2)	東京都中央区	1,007,000 (1,007,000)	2.98 (2.98)
株式会社インターネットイニシアティブ(注1)	東京都千代田区富士見二丁目10番2号	1,000,000	2.96
大日本印刷株式会社(注1)	東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号	952,000	2.82
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	657,800	1.95
小松原 道高(注3)	東京都新宿区	272,500 (272,500)	0.81 (0.81)
谷本 健(注3)	東京都杉並区	272,500 (272,500)	0.81 (0.81)
西脇 徹(注3)	東京都港区	272,500 (272,500)	0.81 (0.81)
下地 実(注4)	東京都昭島市	19,500 (19,500)	0.06 (0.06)
栗原 美由紀（戸籍上の氏名：飯草 美由紀） (注4)	東京都品川区	19,500 (19,500)	0.06 (0.06)
岡島 政喜(注4)	千葉県印旛郡栄町	19,200 (19,200)	0.06 (0.06)
大八木 雄二(注4)	東京都品川区	18,900 (18,900)	0.06 (0.06)
佐藤 吉成(注4)	千葉県流山市	15,800 (15,800)	0.05 (0.05)
菊地 朋成(注4)	神奈川県川崎市幸区	15,500 (15,500)	0.05 (0.05)
翁 浩一(注4)	東京都東久留米市	15,100 (15,100)	0.04 (0.04)
古俣 俊樹(注4)	東京都板橋区	15,100 (15,100)	0.04 (0.04)
安田 基司(注4)	千葉県船橋市	15,000 (15,000)	0.04 (0.04)
杉本 えり奈(注4)	東京都江戸川区	14,900 (14,900)	0.04 (0.04)
船山 広(注4)	東京都小平市	14,700 (14,700)	0.04 (0.04)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己 株式を除く。）の総 数に対する 所有株式数 の割合 (%)
加藤 篤(注4)	東京都足立区	14,100 (14,100)	0.04 (0.04)
稲津 利司基(注4)	東京都世田谷区	14,100 (14,100)	0.04 (0.04)
内藤 雅勝(注4)	神奈川県相模原市緑区	14,000 (14,000)	0.04 (0.04)
長澤 賢範(注4)	東京都多摩市	13,600 (13,600)	0.04 (0.04)
千葉 篤(注4)	東京都多摩市	13,400 (13,400)	0.04 (0.04)
谷川 正記(注4)	東京都中央区	13,400 (13,400)	0.04 (0.04)
黒瀬 和樹(注4)	神奈川県川崎市多摩区	12,800 (12,800)	0.04 (0.04)
志村 結城(注4)	東京都稲城市	11,900 (11,900)	0.04 (0.04)
田中 誠(注4)	神奈川県川崎市多摩区	11,800 (11,800)	0.03 (0.03)
松山 洋一(注4)	東京都武蔵野市	11,700 (11,700)	0.03 (0.03)
櫻井 誠(注4)	東京都板橋区	11,500 (11,500)	0.03 (0.03)
足立 真吾(注4)	東京都江東区	11,500 (11,500)	0.03 (0.03)
久 裕佑(注4)	大阪府大阪市北区	11,300 (11,300)	0.03 (0.03)
林 雄一郎(注4)	神奈川県鎌倉市	11,200 (11,200)	0.03 (0.03)
二宮 義之(注4)	東京都渋谷区	10,900 (10,900)	0.03 (0.03)
瀧上 欣延(注4)	埼玉県川口市	10,700 (10,700)	0.03 (0.03)
大山 昭和(注4)	茨城県つくば市	10,600 (10,600)	0.03 (0.03)
大山 視丈(注4)	埼玉県所沢市	10,400 (10,400)	0.03 (0.03)
大島 正基(注4)	東京都板橋区	10,400 (10,400)	0.03 (0.03)
藤本 伸太(注4)	東京都西東京市	10,300 (10,300)	0.03 (0.03)
磨田 勝美(注4)	新潟県長岡市	10,200 (10,200)	0.03 (0.03)
副島 加代(注4)	東京都文京区	10,100 (10,100)	0.03 (0.03)
橋本 修（戸籍上の氏名：松田 修）(注4)	新潟県新潟市東区	10,100 (10,100)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己 株式を除く。）の総 数に対する 所有株式数 の割合 (%)
足立 康之(注4)	神奈川県横浜市鶴見区	9,800 (9,800)	0.03 (0.03)
藤原 昌弘(注4)	東京都三鷹市	9,800 (9,800)	0.03 (0.03)
高島 正之(注4)	埼玉県吉川市	9,800 (9,800)	0.03 (0.03)
その他210名	—	572,400 (572,400)	1.69 (1.69)
計	—	33,780,300 (2,879,500)	100.00 (8.52)

(注) 1. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

2. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）

3. 特別利害関係者等（当社の取締役）

4. 当社の従業員

5. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2023年2月17日

株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:
澤山 宏行
7DA967F451AD4DB...

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:
鈴木 直幸
340E2D7753AF4A1...

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トランザクション・メディア・ネットワークスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トランザクション・メディア・ネットワークスの2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損の兆候判定 (【注記事項】(重要な会計方針) 4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項(1) 固定資産の減損)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、自社システムを利用し、主に流通業事業社に対してキャッシュレス決済におけるインフラサービスを提供する単一事業（以下、「キャッシュレス決済事業」）を営んでいる。また、今後の長期経営戦略として「情報プロセッシング事業」及び「流通ソリューション事業」の立ち上げにも取り組んでおり、新事業に関する新たなシステムの開発が計画されている。会社は、2021年3月31日現在、個別財務諸表においてソフトウェア3,447,725千円（資産合計比率35.76%）及びソフトウェア仮勘定662,027千円（資産合計比率6.9%）を計上している。 キャッシュレス決済事業は、市場規模の拡大及び新サービスの導入等が活発な経営環境にあり、会社は、市場で運用されている各種決済端末への接続及び各種決済サービスの提供に対応すると共に情報セキュリティ体制を継続的に強化維持するため、自社の決済システム等に対して多額の設備投資を実施している。また、新規事業においては、流通業が必要とするソリューションを総合的に提供し、また、データの保存・分析・連携を行う高度なインフラ事業の提供を計画しており、自社システムへの更なる設備投資強化が着手されている。 会社は、提供サービスの中止や廃止等または開発計画の中止等の意思決定を行い将来の使用が見込まれていない資産については、遊休資産として個別物件単位でグルーピングを行い、減損の兆候があるものと判定している。また、遊休資産にグルーピングされた将来の使用が見込まれていないソフトウェア及びソフトウェア仮勘定については、自社サービスの提供を行うための自社利用システムという特有性から、当該グループに関する減損損失の認識及び測定において回収可能価額をゼロと見積もっている。 ソフトウェアは重要な資産残高を占めている。また、不可視である無形の資産という性質上のリスクから、資産グルーピングの決定には経営者の判断を伴う。 よって、当監査法人は、既に稼働済または開発中のシステム基盤や機能等について、関連する決済サービス提供等に計画の変更または凍結等が生じた場合は、今後、事業の用に供されない、又はその一部について投資回収が見込まれないソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損の兆候判定について慎重な検討が必要と考え、監査上の主要な検討事項とした。	当監査法人は、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損の兆候判定を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 - ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損の兆候判定に係る内部統制の整備状況の有効性を評価した。 - 遊休資産としてのグルーピングに関する経営者の判断の妥当性を検証するために、稼働済のソフトウェアの使用状況に重要な変更が生じていないかどうか及び開発中のソフトウェア仮勘定の活用並びに開発方針について計画時からの重要な変更が生じていないかどうかを検討するために、主として以下の手続を実施した。 - 使用中または終了したソフトウェア及び開発計画の中止等が行われたソフトウェア仮勘定が漏れなく識別されている事を確認するために、取締役会議事録及び稟議書を閲覧した。また、ソフトウェア仮勘定明細を査閲し、開発作業の停滞等が懸念されるプロジェクトの有無を検討した。 - 個々のソフトウェア資産の使用状況及び開発プロジェクトの実行計画等に変更が生じていないかに関して管理部門が管轄事業部門に対して実施した調査結果資料を査閲し、調査対象資産及び回答の網羅性、並びに減損の兆候が疑われる回答の対象資産に対する管理部門判断の妥当性について検証を行った。 - 監査人が識別した遊休懸念案件について、会社が策定した今後の使用計画または開発再開計画について、経営者への質問及び実現可能性の検証を行い、遊休資産としてのグルーピングの要否に関する会社の判断の妥当性を検証した。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明

することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年2月17日

株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:
澤山 宏行
7DA967F451AD4DB...

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:
鈴木 直幸
340E2D7753AF4A1...

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トランザクション・メディア・ネットワークスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トランザクション・メディア・ネットワークスの2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

収益認識に関する会計基準等の遡及適用の適切性 (【注記事項】(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準及び(会計方針の変更)(収益認識に関する会計基準等の適用))	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)を当事業年度の期首から適用している。この適用に伴い、適用初年度である当事業年度においては、同会計基準第84項ただし書きに定める経過措置に基づき適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額2,154,520千円を当事業年度の期首の利益剰余金から減少させている。 会社は同会計基準等に沿ってサービス毎の会計処理を決定している。従来、会社の決済処理センターへの端末登録料は、登録時点で収益を認識していたが、決済サービスの提供期間にわたり均等に契約に定められた金額に基づき収益を認識する方法に変更を行った。また、ソフトウェアの受託開発料は、顧客による検収時点で収益を認識していたが、顧客との契約内容に応じて、決済サービスの提供期間にわたり履行義務を充足する取引については、当該期間にわたり均等に契約に定められた金額に基づき収益を認識する方法に変更を行った。 収益認識に関する会計基準等を当事業年度の期首から適用するに際しては、当事業年度の期首の利益剰余金に加減する累積的影響額を算定するために、当事業年度より前に収益が認識された取引のうち当事業年度の期首時点では履行義務が充足されていない取引を集計する必要がある。 累積的影響額として当事業年度の期首の利益剰余金から減少させた金額には重要性がある。加えて、この集計においては、当事業年度より前に収益が認識された取引を対象に、従前の一時点における収益認識から一定期間にわたり均等に収益を認識する方法に変更すべき取引を漏れなく正確に集計する作業には複雑性が伴う。 よって、当監査法人は収益認識に関する会計基準等の遡及適用の適切性について慎重な検討が必要と考え、監査上の主要な検討事項とした。	当監査法人は、収益認識に関する会計基準等の遡及適用の適切性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ・ 会社が採用した会計方針について、サービス毎に、収益認識に関する会計基準等に照らして評価した。 ・ 関連する内部統制の理解を実施した。 ・ 当事業年度の期首の利益剰余金の累積的影響額について、以下の手続を実施した。 - 過去の売上明細の取引について契約書等の証憑と突合する事で、従前の一時点における収益認識から一定期間にわたり均等に収益を認識する方法に変更すべき取引であるか否かの判断の適切性及び会社が計算した期首剰余金への累積的影響額の計算の正確性及びに集計の網羅性について検証を実施した。 - 会社の集計資料と会計仕訳を照合し、仕訳の適切性を検討した。

ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損の兆候判定 (【注記事項】(重要な会計方針) 6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項 固定資産の減損)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、自社システムを利用し、主に流通業事業社に対してキャッシュレス決済におけるインフラサービスを提供する単一事業（以下、「キャッシュレス決済事業」）を営んでいる。また、今後の長期経営戦略として「情報プロセッシング事業」及び「流通ソリューション事業」の立ち上げにも取り組んでおり、新事業に関する新たなシステムの開発が計画されている。会社は、2022年3月31日現在、個別財務諸表においてソフトウェア3,902,662千円（資産合計比率37.6%）及びソフトウェア仮勘定96,249千円（資産合計比率0.9%）を計上している。 キャッシュレス決済事業は、市場規模の拡大及び新サービスの導入等が活発な経営環境にあり、会社は、市場で運用されている各種決済端末への接続及び各種決済サービスの提供に対応すると共に情報セキュリティ体制を継続的に強化維持するため、自社の決済システム等に対して多額の設備投資を実施している。また、新規事業においては、流通業が必要とするソリューションを総合的に提供し、また、データの保存・分析・連携を行う高度なインフラ事業の提供を計画しており、自社システムへの更なる設備投資強化が着手されている。 会社は、提供サービスの中止や廃止等または開発計画の中止等の意思決定を行い将来の使用が見込まれていない資産については、遊休資産として個別物件単位でグルーピングを行い、減損の兆候があるものと判定している。また、遊休資産にグルーピングされた将来の使用が見込まれていないソフトウェア及びソフトウェア仮勘定については、自社サービスの提供を行うための自社利用システムという特有性から、当該グループに関する減損損失の認識及び測定において回収可能価額をゼロと見積もっている。 ソフトウェアは重要な資産残高を占めている。また、不可視である無形の資産という性質上のリスクから、資産グルーピングの決定には経営者の判断を伴う。 よって、当監査法人は、既に稼働済または開発中のシステム基盤や機能等について、関連する決済サービス提供等に計画の変更または凍結等が生じた場合は、今後、事業の用に供されない、又はその一部について投資回収が見込まれないソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損の兆候判定について慎重な検討が必要と考え、監査上の主要な検討事項とした。	当監査法人は、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損の兆候判定を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 - ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損の兆候判定に係る内部統制の整備状況の有効性を評価した。 - 遊休資産としてのグルーピングに関する経営者の判断の妥当性を検証するために、稼働済のソフトウェアの使用状況に重要な変更が生じていないかどうか及び開発中のソフトウェア仮勘定の活用並びに開発方針について計画時からの重要な変更が生じていないかどうかを検討するために、主として以下の手続を実施した。 - 使用中止または終了したソフトウェア及び開発計画の中止等が行われたソフトウェア仮勘定が漏れなく識別されている事を確認するために、取締役会議事録及び稟議書を閲覧した。また、ソフトウェア仮勘定明細を査閲し、開発作業の停滞等が懸念されるプロジェクトの有無を検討した。 - 個々のソフトウェア資産の使用状況及び開発プロジェクトの実行計画等に変更が生じていないかに関して管理部門が管轄事業部門に対して実施した調査結果資料を査閲し、調査対象資産及び回答の網羅性、並びに減損の兆候が疑われる回答の対象資産に対する管理部門判断の妥当性について検証を行った。 - 監査人が識別した遊休懸念案件について、会社が策定した今後の使用計画または開発再開計画について、経営者への質問及び実現可能性の検証を行い、遊休資産としてのグルーピングの要否に関する会社の判断の妥当性を検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、株式上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年2月17日

株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:
澤山 宏行
7DA967F451AD4DB...

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:
鈴木 直幸
340E2D7753AF4A1...

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社トランザクション・メディア・ネットワークスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度の第3四半期会計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2022年4月1日から2022年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トランザクション・メディア・ネットワークスの2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財

務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上